

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（泊3号炉）
（429）

2. 日時：令和4年12月21日 13時30分～15時05分
15時15分～17時00分
17時10分～18時00分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

天野安全管理調査官、片桐主任安全審査官、藤原主任安全審査官、
宮本主任安全審査官、秋本安全審査官、大塚安全審査官、
小野安全審査官、長江技術参与

北海道電力株式会社：

原子力事業統括部 部長（審査・運営管理担当）、他17名

原子力事業統括部 原子力安全推進グループ（担当課長）※、他13名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応について」（令和4年3月9日 第70回原子力規制委員会配付資料）に基づき、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- （1）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第10条 誤操作の防止（DB10 r. 7. 0）
- （2）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第10条 誤操作の防止（DB10-9 r. 7. 0）
- （3）泊発電所3号炉 ヒアリングにおける指摘事項に対する回答一覧表（第10条 誤操作の防止）
- （4）泊発電所3号炉 誤操作の防止について（審査会合における指摘事項回答）
- （5）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第11条 安全避難通路等（DB11 r. 7. 0）
- （6）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対

- 象施設等) 比較表 第 11 条 安全避難通路等 (DB 11-9 r. 7. 0)
- (7) 泊発電所 3 号炉 ヒアリングにおける指摘事項に対する回答一覧表 (第 11 条 安全避難通路等)
- (8) 泊発電所 3 号炉 安全避難通路について (審査会合における指摘事項回答)
- (9) 泊発電所 3 号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第 14 条 全交流動力電源喪失対策設備 (DB 14 r. 6. 0)
- (10) 泊発電所 3 号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表 第 14 条 全交流動力電源喪失対策設備 (DB 14-9 r. 6. 0)
- (11) 泊発電所 3 号炉 ヒアリングにおける指摘事項に対する回答一覧表 (第 14 条 全交流動力電源喪失対策設備)
- (12) 泊発電所 3 号炉 全交流動力電源喪失対策設備について (審査会合における指摘事項回答)
- (13) 泊発電所 3 号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第 33 条 保安電源設備 (DB 33 r. 6. 0)
- (14) 泊発電所 3 号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表 第 33 条 保安電源設備 (DB 33-9 r. 6. 0)
- (15) 泊発電所 3 号炉 ヒアリングにおける指摘事項に対する回答一覧表 (第 33 条 保安電源設備)
- (16) 泊発電所 3 号炉 保安電源設備について (審査会合における指摘事項回答)
- (17) 泊発電所 3 号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第 16 条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB 16 r. 6. 0)
- (18) 泊発電所 3 号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表 第 16 条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB 16-9 r. 6. 0)
- (19) 泊発電所 3 号炉 ヒアリングにおける指摘事項に対する回答一覧表 (第 16 条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)
- (20) 泊発電所 3 号機 第 16 条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設について
- (21) 泊発電所 3 号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第 17 条 原子炉冷却材圧力バウンダリ (DB 17 r. 6. 0)
- (22) 泊発電所 3 号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表 第 17 条 原子炉冷却材圧力バウンダリ (DB 17-9 r. 6. 0)

- (23) 泊発電所3号炉 ヒアリングにおける指摘事項に対する回答一覧表(第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ)
- (24) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への基準適合について 第17条(原子炉冷却材圧力バウンダリ)(審査会合における指摘事項回答)
- (25) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第24条 安全保護回路(DB24 r. 7. 0)
- (26) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第24条 安全保護回路(DB24-9 r. 7. 0)
- (27) 泊発電所3号炉 ヒアリングにおける指摘事項に対する回答一覧表(第24条 安全保護回路)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	はい。規制庁大塚です。それでは北海道電力泊発電所3号炉の設置変更許可申請の、十条、11条、十四条16条。
0:00:13	17条、24条33条に係るヒアリングを開始します。
0:00:18	本日はまず16条からということで、事業者の方からも説明をお願いします。
0:00:25	北海道電力金田です。本日よろしく申し上げます。綴じ最初16条からということで、そのあと十条、11条、十四条で24条の方はWebで、本店のからのご説明になります。
0:00:38	そのあと33条で最後は17条という順番で説明させていただきたいと思えます。まず16条につきましては説明時間15分から20分弱ぐらいで説明させてもらいたいと思えます。それでは担当の方から説明をお願いします。
0:00:54	はい北海道電力芝田です。16条、
0:00:58	ヒアリング2における設計事項2、
0:01:01	対する回答一覧表と、改正した資料、あと
0:01:05	パワーポイントを用意してございます。まず、
0:01:09	回答。
0:01:10	非常に多くございまして、単純な記載の見直し等もございまして効率的に説明するために、資料の中で大きく確認が必要なところにポイントを絞って説明させていただきます。
0:01:22	説明は野田から行います。ただ、副長お願いします。
0:01:28	はい、北海道電力野田です本日よろしくお願いたします。資料の方ですけれども回答の一覧表、あと、まとめ資料の修正版、あと比較表等を出させていただいております。あと審査会合用のパワーポイントになりますけれども、
0:01:42	まずこの回答一覧表と、修正したまとめ資料と比較表を用いまして前回コメントをたくさんいただきましたので
0:01:53	単純な記載の修正とかそういう部分はちょっと割愛させていただきました
0:01:59	資料を追加した部分であるとか大きく修正した部分のご説明させていただきたいと思えます。
0:02:05	はいそれではまず回答の一覧表の方に見ていただきましてナンバー、
0:02:11	いきますけれどもナンバー234と、こちらの方がですね

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:17	まとまりの所内の電源の系統図に関するコメントをいただいております。ナンバー2はちょっと記載の話で、最後、計をつけるかどうかということでこちらは京王ズ、
0:02:28	つけますという回答になってますけれども、ナンバー3、4でいろいろ電源系がわかる図、あと外部電源についてもわかるようにということで、こちらの方がですね、反映箇所が、
0:02:42	こちらの回答一覧表ですと右から2番目の資料反映箇所というところに書いておりますけれども、適正というと別添2の10ページ、16条の別添2の10ページになります。
0:03:00	すいません。まとめ資料本体の方、比較表にも載ってるんですけども多分本体資料の方が見やすいかなと思います。別添の2の10ページ。
0:03:10	になります。
0:03:13	比較表だと、すいません。
0:03:25	50、59。
0:03:27	150、16の159ページになります。
0:04:00	はい、ございますこちらの方図の
0:04:04	1-4-1ですねこちらの方その上の方に外部電源275kV系統66kV系が追加されたというところ。
0:04:14	あと非常用電源系ということでこれ赤枠で囲んでるというところ、こちらの方、修正した図として反映させていただきます。
0:04:27	はい。欲しければ続きまして回答一覧表の方ですね
0:04:34	ナンバー7ですね10分の1ページの一番下になりますけれども、ナンバー7で建屋名称と当該建屋の範囲がわかるようにというようなコメントをいただいております。
0:04:45	すいませんこちらの方がですね資料が
0:04:48	うちが今回独自でつけましたんで比較表がなくてですね、本体の別添1の75ページということになってしまおうんですが、
0:04:57	よろしいですかね。はい。
0:05:01	すいません。よろしいですか。
0:05:16	はい。実はよろしければ別添1の75ページの方、こちらの方にですね、この建屋名称
0:05:24	の全体が原子炉建屋ですねその中で
0:05:28	青点線枠が燃料取扱棟、あと、黄色点線枠で周辺補機棟ということで、横断面図と縦断面図使って、すいません横断面図の方はちょっと取り扱い等しか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:42	青枠しかないですけれども立てたため図の方で全体の中で燃料取扱棟の位置わかるように補足資料として追加してございます。
0:05:58	はい、はい。
0:06:00	はい。
0:06:01	わかりました。はい。続きまして少し飛びましてですね、コメントナンバーで30番になります。10分の5ページになります。
0:06:16	はい。こちらの方
0:06:19	ちょっと図の解像度が低いところと合わせまして、あと、燃料の
0:06:27	移動の様子もわかるようにというようなちょっとコメントでいただいている方をいただいていたと思います。こちらの方がですね、先ほどの次のページですかね、10.1の70。
0:06:42	5ページ、
0:06:46	違う。
0:06:47	すいません、その次の76ページですね。
0:06:51	この作業はございません。
0:06:57	燃料をPWRの燃料の移送経路ですね、こちらの方全量寝かして移送管を通して炉心とSF所属電力とかはやりとりすると。
0:07:10	いうところでそこがよくわかるような図をいうところで燃料取り出し装荷の流れということで資料1枚追加してございます。
0:07:20	ちょっともう見ていただければと思いますけれども、上の方の燃料取り出しの中で、4枚載せてますが、炉心から取り出した後、
0:07:31	この磯装置のラックの中に入れてまして、その移送装置を横倒して、その下のSFP側に持っていく流れということでこちらの方、資料1枚、追加してございます。
0:07:50	はい。
0:07:51	で、
0:07:52	はい。よろしければ次コメント、その次の31番になります。こちらは先行のMOX燃料の許可を経てるプラントの記載を反映することということで
0:08:05	今回比較表を作った女川さん、あと大井さんが、MOXは導入してないプラントということで、MOX導入プラントの記載をということでございました。
0:08:15	こちらの反映箇所が、こちらはちょっと比較表側になります。まず、16-15ページになります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:34	はい。16分の、15ページになり、16分すいません16-15ページになりますけれども、こちら新燃料の取り扱いに関する記載の部分で当社の赤字の部分がMOX反映して、
0:08:48	センコーが新燃料と書いているところを裏紙燃料と書いたり、あとその下にMOXウランプルトニウム混合酸化物燃料の記載を書いていたんですけれどもこちらのMOX数、
0:09:00	導入プラントの高浜さんの記載を載せまして高浜里久と比較すると建屋名称以外、ほぼほぼ相違なしということで記載させていただきます。
0:09:12	同じような形ですね、その次、めくっていただいて16-17ページ。
0:09:19	でございます。
0:09:24	こちらが今度冷却設備、所属電力等の冷却設備の記載になりますけれどもこちら崩壊熱のところMOXウランプルトニウム混合酸化物燃料からの崩壊熱ということで、
0:09:39	こちら高羽さんの記載とはほぼ相違なしということになってございます。
0:09:47	あと数、すいません少し飛びまして16-41ページ。
0:10:11	北電
0:10:12	は、北電芝田です北電本店マイク入ってるようなので
0:10:17	消してください。
0:10:22	はい。すいません、北海道電力野田です。続けますけれども比較表の16-41ページでございます。
0:10:30	こちらウランプルトニウム混合物タンク混合物新燃料の取り扱い燃料取扱装置に関する記載でございますこちらも
0:10:39	大井さん、女川さんには記載がないのでこちら高浜さんの記載を持ってきました、こちらちょっと、
0:10:45	細かなそれを、ありますけれどもほぼほぼ同じ記載いただけるということで記載させていただきます。
0:10:54	はい。で、コメントで、続きまして
0:11:00	ナンバー42番、10分の7ページでございますナンバー42番になりますけれども、こちらが、
0:11:10	ちょっと資料見ていただいた方がいい、欲しいかなと思いますけども、比嘉兵藤でいうと16の128ページになります。
0:11:25	128ページ、129ページ、過去の不具合事象への対応と、
0:11:31	いうところで

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:33	これ、女川さんの過去の不具合に関する女川1号の不具合に関する展開のところで、128 ページで言いますと、黄色字になっている部分が、
0:11:47	新たに記載が足りないと。
0:11:49	ご指摘いただいて追記した部分で、続きまして129 ページで、こちら軸受に荷重がかかって、この長井1号線で加えてしまったという、
0:12:01	図が載ってましてその下に泊の欄で当社の
0:12:06	燃料取扱棟クレーンの町ゲー系の説明を追加しまして
0:12:13	ところの軸受が自動聴診ころ軸受というもので
0:12:18	水平荷重が封鎖されるような構造になってて翁長さんと同じような事象は生じないということで
0:12:25	記載してございます。
0:12:29	はい。
0:12:30	で、続きましてあと、コメント二つほど、
0:12:35	コメントNo. で言うと55番になります。10分の9ページ。
0:12:43	はい。こちらもちょうと、
0:12:45	えーとですね、資料比較表で言いますと16-73ページになります。
0:13:01	はい。16-73ページの、
0:13:05	泊3号炉の規制で言いますと下の方の青色のうち一番最後の五行の部分ですね、電源盤類の中でこの営農使用済み燃料ピット水中照明分連番。
0:13:19	については、落下エネルギー重量が小さくてシューズビルピットの機能に影響を与えることはないんですけども、
0:13:28	静ビルピット推移推計と、温度計ですね水SA用温度SA用に近接しているため
0:13:38	前回はちょっとこのコメントに書いてた今後、耐震安全評価を、
0:13:45	踏まえ、必要に応じ落下防止措置を施すというふうに書いておったんですけども、こちらの方、今後本人の方で波及的影響評価の対象にしまして、そちらの方で
0:13:59	実際基準と基準地震動が決まってから波及的影響を及ぼすか及ぼさないか確認しましてもし及ぼすなれば、必要な措置を施すと。
0:14:09	ということでちょっと記載を取適正化してございます。
0:14:15	はい。で、その次の、あとコメントですね。ええ。
0:14:21	コメントNo.56番、
0:14:25	燃料取扱棟の建屋内装材の件についてだったんですけども、こちら比較表の16-78ページ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:43	こちら 16-78 ページの泊 3 号炉の記載でいきますと、
0:14:52	78 ページのこれ下から、千野氏、ました、一番下のパラグラフというんですかね一方から、書いている部分になります。建屋内装材については、
0:15:03	仮に落下しても高エネルギーが小さいのでという形で記載しておったんですけれどもこちらの方、纏まりオリジナルかどうかということでご指摘いただいた部分だと思います。記載としては、伊方 3 号さんの方で同じような実績ございましてそちらの方、参考に記載していると。
0:15:23	ということでこちら伊方 3 号さんのまとめ資料の記載をちょっと、
0:15:28	左側に追記してございます。
0:15:35	はい。コメント回答の大きなところは以上になってございまして、
0:15:40	あとすいません、ちょっとまた資料に、いくつか動きがありまして、
0:15:45	ちょっとすいません。
0:15:48	有田委員ですけれどもまず、
0:15:52	比較表の 16-21 ページでございます。
0:16:01	こちら 21 ページの泊さんの真ん中の空白のところにちょっと S U と入ってしまっておりましてこちらの方にございます大変申しわけございません。
0:16:13	はい。続きましてですね比較表の、
0:16:16	64 ページ、65 ページになります。
0:16:29	はい。64 ページなんですけれども、泊の欄のですね、一番見え左下の写真、③の燃料取扱棟クレーンという写真の中の、
0:16:43	注記というか赤字で一番上に照明と書いてますけれども、
0:16:47	泊 3 号の F H B 照明ございませんでこちらの天井の間違いでございませす。ちょっと前回から今回に、
0:16:54	向けて写真入れ替えましてその時に、すいませんちょっとここが入れ替わってしまったということで、
0:17:00	こちら証明、
0:17:03	上の照明は天井の間違い、誤記でございませす。
0:17:08	です。
0:17:09	さらに、その次の 65 ページなんですけれども、
0:17:15	一番下の写真ですね真ん中に測定機器というのが載っている写真なんですすが、⑤の使用済み燃料ピット前と書いてますがこれ⑦の間違いで誤記でございませす。こちらは大変申し訳ございませす。
0:17:42	そうですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:46	ちょっと飛びまして 16-123 ページになります。
0:17:59	16-123 ページのですねすみません。文章のところで、一番上、1 ポツ、一番上のポツの吊荷カッコ使用済み燃料輸送容器の落下防止というところの、下についてるパラグラフの、
0:18:15	下から 2 行目で、括弧で約 4.2 メートルと記載しておりますけれどもこちらの 4.3 メートルの間違いでございます。申し訳ございません。床、
0:18:26	こちらの下の図の 1 についても前回コメントいただきまして、先ほど紹介、しませんでした。がちょっと入れ替えた図になってございまして、
0:18:36	入れ替えたときに、
0:18:39	ちょっと言い訳ですがここ 4 点、今 3 というところが 4.2 と起きてしましましてそのあと推計した上のところも、4.2 と書いてしましまして
0:18:49	そのあと、下の図の中の数字は気づいたんですけれども、ちょっと上の方が載ってなかったという状態でした。
0:18:59	はい。あと、まず、
0:19:01	5 エーベ
0:19:03	144 ページ、145 ページの部分でございます。
0:19:10	16-140445 ですね。
0:19:14	こちらの方
0:19:17	前回は最初お出しした時にちょっとそういう理由の欄が一切空白で抜けてしまっていたということで昨日ちょっと差し替え版出ささせていただきましたけれどもちょっと、
0:19:27	最終提出時、こちら、チェックしきれず申し訳ございませんでした。
0:19:32	はい。
0:19:34	動きについては以上になります。
0:19:38	あとパワーポイントの方も少しご説明した方がよろしいですかね。
0:19:47	はい。
0:19:48	はい、じゃあ、一応前回のご指摘事項の回答としては以上になります。
0:19:56	規制庁大塚です。ご説明ありがとうございました。
0:19:59	それではまず私の方から確認させていただきます。まず比較表の方なんですけども、
0:20:05	16-27 ページお願いします。
0:20:14	27 ページの泊の欄の緑色の、
0:20:20	2 行なんですけど、
0:20:22	貯蔵設備が純水で満たされる等の想定ってあるんですけど、
0:20:27	前回のヒアリングのときに、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:29	この
0:20:31	記載がどういう意味なのか、わかりづらいので、どこかに記載の意味を追記してくださいというコメントをしたんですけども、
0:20:39	それはどこかに書いてありますでしょうか。
0:20:44	はい、えーとですねそちらがですね。
0:21:03	はい16-36 ページ、2 個。
0:21:08	言います。
0:21:13	こちらの方、保険料でいくのはですね16の、そして34 ページから使用済み燃料貯蔵設備の説明になっておりまして、その中でちょっとずっと流れていきよって今回
0:21:26	前回ご指摘いただいた純粋に満たされという記載の部分で
0:21:33	ちょっとそういう理由の方に書かせていただいたんですけどもPWRのピットは、ホウ酸水で通常は記載しておりますので、それ、ホウ酸水型というふうになっているというところで
0:21:44	純粋満たされてもということで記載してございます。
0:21:48	はい、以上になります。
0:21:51	規制庁大塚です。
0:21:52	16-27 ページのが先に出てきますので、こちらにもちょっと同じような、
0:21:59	説明を、そういう理由の方に書いていただくようお願いし、
0:22:11	はい、規制庁大塚です続きまして次のページ16-28 ページをお願いします。
0:22:20	泊の記載の一番下から4行目の主要操作と、
0:22:27	ていうふうにあります女川の方も同じように下から3行目収容操作等っていうふうに記載してあって、
0:22:34	前回女川の、
0:22:36	等の内容について、内容確認して必要に応じて、まとまりに反映することというコメントを出して今回泊の方に頭をつけて、
0:22:47	いただいたんですけども、
0:22:50	結局、女川の等の内容っていうのは、どういった内容だったんでしょうか。
0:22:58	はい。申し訳ありません小川さんに、ここは確認しておらず我々でちょっと考えた結果他にもいろいろ実際操作あるよねということで、徒党をつけさせていただいたということになってございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:17	で、等の内容といたしましては、こちらのA棟、その前に使用済み燃料輸送用系の収納操作って書いてますけれども、行路会議そういう時は周済み燃料容器からの取り出し操作であるとか、
0:23:33	ですね、
0:24:03	泊発電所からよろしいでしょうか。
0:24:08	はいすいませんお願いします。
0:24:10	はい、泊発電所の村上です。こちらの方の使用済み燃料の移動作業、燃料取扱設備で行う作業なのですが、これ以外にも
0:24:21	3号機なのですが12号機と
0:24:25	書道設備ですか、共用化しております使用済み燃料の号機間輸送とかですね、12号機の燃料を3号機の方に持ってきて使用済み燃料を3号機のピット内で移動する作業とかも含まれてまして、
0:24:40	藤
0:24:42	燃料取り出し装荷終わった後なんですけど、使用済み燃料ピットのところで、ピット内の燃料集合体の少し移動とか整備とかを行う作業とかもありましてそういう作業とかで、使用済み燃料の移動があるってということで、
0:24:58	そういう作業もたくさんありますってということで等ということで、大仲さん止め同じような記載ということでさせていただきました。
0:25:06	以上です。
0:25:11	規制庁大塚で承知しました。
0:25:13	一応、女川の方でも同じ人で頭つけているのかどうかってところのためご確認いただいて、
0:25:22	内容の方、そういう理由のほうに追記いただければと思います。
0:25:29	はい、北海道電力の出資しました。
0:25:34	規制庁大塚です。続きまして16-30ページをお願いします。
0:25:44	ちょっといろいろコメントあるんですけど、まずですね、
0:25:49	泊の欄の真ん中辺の、
0:25:53	赤字の部分ですね燃料取扱棟のっていう記載なんですけど、
0:25:57	下層部の鉄筋コンクリート造の壁と、あと上層部の壁っていうのが出てくるんですけど、
0:26:04	それぞれどこの部分なのかっていうのをちょっと写真か何かで示していただいてもよろしいでしょうか。
0:26:13	まとめ資料の中に適切な図があればそれを用いて説明していただけますか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:30	はい。北海道電力の野田です。比較表で言いますと16-79ページ。
0:26:42	はい。16-79ページにありますけれどもこちら一番上の図が燃料取扱棟を横から見た図といたしまして、そういう形になっておりますけれども、こちらの方で、
0:26:54	赤く囲ってる部分が上層部。
0:26:57	その下の部分、下層部ということで衛藤区分けしているという状態になってございます。
0:27:09	規制庁大塚です。この下に載ってる写真だと、
0:27:14	上層部っていうのが、
0:27:17	そうですねとですね、下の、
0:27:20	定数費、右側の上層部という写真のですね、
0:27:27	一番天井ありまして、
0:27:31	ちょっと説明が難しいんですがすいません。
0:27:37	そうですね。
0:27:38	外壁とかプレスとか柱とか示してる部分が上層部になってまして、すぐ下に一本横に柱はしておりますけれどもその下はもう下層部という、
0:27:50	形になります。実
0:27:53	左側の写真が今度SFP側、上層部のない部分の写真になってございまして、こちらは天井のすぐ下に下層部の
0:28:04	壁があるという状況になってございます。
0:28:16	はい。
0:28:17	規制庁大塚です。大体1はわかったんですけど、一応写真の方にももし、
0:28:25	書けるのであれば、
0:28:26	上層部と下層部。
0:28:28	がわかるように追記お願いします。
0:28:33	原子炉規制庁の宮本ですここちょっと確認なんですけどこれ、
0:28:39	燃料トルク取り扱い等ってこの資料では統一されています。
0:28:46	他の資料で、原子炉建屋、燃料取扱棟って表現を、
0:28:52	されてる。
0:28:54	書類があったようにも思うんですけど、それは、前回ちょっとコメントで出したのはそこはよく確認しておいてくださいねという話を踏まえて今日燃料取替使い等というふうにして持ってこられたということは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:06	他の、例えば6条であったりの八条であったり、の資料では、ここはもう燃料取扱棟ということで統一されたということで、そういう認識でいいですかね。
0:29:26	北海道に行く、芝田ですへ、他のところで原子炉建屋というふうな記載があるというふうな、
0:29:34	ところもあったんですけども先ほどあの図で示した通り、幫助、燃料取扱等は
0:29:46	磯野館野一部ということもあって不整合ではないというふうな判断でこういうふうな記載してございますがご指摘の通り統一というふうな観点では、再考の余地はあろうかというふうに考えますんで、ちょっとその辺りを再考させていただきたいと思います。
0:30:00	規制庁宮本ですけど、比較表の16-3に見てもらえばわかると思うんですけど、
0:30:07	大飯でもそうですし、女川でも、書き方を見て企画すれば、その辺ってのは判断つくんじゃないかなと思って前回もうその指摘ってさしていたのにもかかわらず、
0:30:20	それ確認をされてないっていうのがちょっと非常に残念なんだけど。
0:30:26	燃料取扱棟って単独で使う。
0:30:30	糸と現象建屋間括弧だとか原子炉建屋燃料附属取り扱い等って書いている。
0:30:38	ところも、
0:30:39	そういうのが統一されたかされてないか確認したのかしてないのかって、どっちなんでしたっけ。
0:30:51	すいませんそういった北電、柴田でそういったカーテンではそういった観点では確認しなかったっていうのが事実でございます。
0:30:58	はい、規制庁宮本ですこれ前回同じ指摘をしているのにもかかわらず、今回確認していないと。
0:31:05	先ほど言ったように、
0:31:07	女川の頭のいいところは女川の方の申請書の意図も、事業者間でよく確認してくださいねっていうのも確認していないと。
0:31:19	これっていうのは、こちらの指摘に対する、
0:31:23	なんですか、確認をしようとしてるんですか、それともする気がないんですかどっちなんですか。
0:31:39	北海道電力の石川でございます。先ほどの周等の話につきましてはちょっと私どものコメントの、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:48	その受けとめがちょっとよくなかったのかなと。とにかく等に関して、私どもが持っている認識、泊での状況で、他にも操作があるっていうことをもって等の確認というふうに終わらせてしまったってところは、
0:32:02	あるかと思えます決して、規制庁さんのコメントないがしろにするとかそういうつもりは毛頭ございませんただ結果して、そのようになったのは申し訳なく思います。
0:32:12	あとそれから、今のご指摘の点ですけどもこれは少々間違っただけ、今社内確認します。
0:32:50	先ほどの芝田の申し上げた説明ですと原子炉建屋燃料取扱棟というのと、燃料取扱棟っていうのは、同じ意味でどっちもありというようなご説明をしたんですけども、
0:33:01	ちょっと規制庁さんの方からかねてより言われたのは、同じものを指すのに、別な言葉を使うのはちょっと、あの設備知らない立場の人間からすると混乱するので、それはやめて欲しいというふうに明確に言われておりましたので、
0:33:13	そこは合わせるなら合わせ合わせられない理由がないのであれば、合わせなきゃいけないというふうに、改めてちょっと認識しましたので、誠に申し訳ございませんでした。
0:33:24	規制庁の宮です。そういう意図で、わかりましたので今後ともよろしくお願いします。
0:33:34	規制庁大塚です。続きまして、先ほどの 10 比較表で 16-79 ページ。
0:33:41	まとめ資料の方で、別添 1 の 18 ページ。
0:33:46	なんですけど、その上層部とか総務部の、先ほどご説明いただいた図が
0:33:53	あって、
0:33:53	上層部の方には、
0:33:56	何て言うんですかブレースっていう、
0:33:58	木場店の
0:34:00	柱のようなものが入ってるんですけどこれは四方すべてに入ってるってことでよろしいですか。
0:34:11	北海道電力の村松と申します。すいませんもう一度ご確認させていただきたいんですけども、上層部のブレースについて、
0:34:20	どこに入っているかという確認でしたでしょ。そうです。
0:34:25	あ、はい失礼しました。北海道電力村松プレスが入っている範囲はですね、今、比較表 16-79 ページの

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:35	右上の泊のところで、ピンク色の絵ですね、こちらの面、ブランドで言いますとEW方向のメインには入っておりますんで、直行方向NS方向は、ラーメン加工になってますんで、
0:34:52	プレスは入っておりません。以上です。
0:34:58	規制庁大塚で生じました。
0:35:00	ちょっと念のためブレースが入ってる位置がわかるようにちょっと図を追加していただいてもよろしいでしょうか。
0:35:08	北海道電力村松です。すいません。補足です。比較表の16-76ページの
0:35:17	泊の3号炉のところにモデルの絵が書いております。図の5.2.1になります。この右側です。3次元のFEMモデルを見ていただくと、
0:35:31	ですね上層部、一段上になっているところのバッテンが入っているところが、ブレースの面、EW方向の面で、それに直交する、N-S短い方ですね、についてはブレースが入っていないようなモデルになっていますが、
0:35:47	このようなブレースの配置をしております。
0:35:54	で、そうですね。で、79ページの方で、プレスがない面についても、図面は追加したいと思います。以上です。
0:36:04	規制庁大塚です。よろしくお願ひします。
0:36:08	で、比較表の16-30ページに戻っていただいて、
0:36:17	泊の欄のポツの燃料取扱棟のところで、
0:36:23	燃料取扱棟の屋根を支持する。
0:36:27	鉄骨梁及び柱はのところなんですけど、
0:36:31	基準地震動に対して健全性確保される設計とするって、あるんですけど、
0:36:37	前回ここに、鉄骨梁と柱以外にも壁が入ってたと思うんですけど、
0:36:42	壁を除外した理由をご説明ください。
0:36:58	はい。北海道電力の村松です。今、比較表の16-30ページのところの赤字のところの記載でよろしいでしょうか。
0:37:07	赤字の少し一つ上のポツ、燃料取扱棟の
0:37:13	5行の中の、
0:37:16	最初の12行のところに、
0:37:19	鉄骨梁及び柱っていう記載があるんですけど、
0:37:25	前回壁が入って前回壁が入っ鉄骨梁。
0:37:31	柱、壁って三つ入ってたと思うんですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:35	その壁を
0:37:36	除外した理由を、
0:37:39	ご説明ください。
0:37:45	北海道電力の高橋です。前はですねモデル全体に対してちょっと表現をしてしまってたんですが、あといろいろ、大井さんの色彩を参考にして、屋根を支持している部分としては、
0:37:57	純粋に鉄骨材の柱と梁が屋根を支持しているということなので、ここだけに、
0:38:06	記載に改めさせていただきました。前はそのモデル全体で下の下層部の壁も含めて耐震評価してますので、そういう意味でちょっと、
0:38:16	壁をちょっと追加していたんですけども、純粋に本当に屋根を支持している部分ということで鉄骨部の評価をしているということに、大井さんの記載を見習って修正させていただいたというものでございます。
0:38:27	規制庁大塚で承知しました。そうすると、
0:38:31	あと壁は、
0:38:32	基準地震動に対して健全性を確保されるんでしょうか。
0:38:36	壁も下層部は下層部で、当然壁として耐震壁として評価してその上の鉄骨材はラーメン材として評価するということになってまして、屋根を支えているのが、鉄骨材の柱と梁が支えていますと。
0:38:49	ということになりますので、これ具体的に、70、
0:38:59	7、16の77の、このモデル全体でまず評価しますので、
0:39:07	鉄骨部については屋根のモデルを含むという書き方をしていますがこれ全体でこの下の方は鉄筋コンクリート製になってますのでここも評価当然します。さらに、屋根の部分も、
0:39:18	この鉄骨材を支えている屋根も評価しますと、そういった形になります。具体的には屋根W a t t sで次のページで77ページで、屋根はこういう構成になってますということで壁の部分に関しては、78ページなんですけども、
0:39:34	下層部は鉄筋コンクリート造でありという構成を変えておりましたこれがA棟、
0:39:43	どこだろう。
0:39:45	鉄筋コンクリートの壁はこの壁が損壊しない限りということで、
0:39:50	ここで評価をするという形になってます。そして、上層部の方は、
0:39:55	上層部の方で評価すると、そういった形になります。
0:40:01	あ、規制庁大塚ですか。承知しました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:05	あと確認したいのが、
0:40:09	比較表で言うと 16-79 ページなんですけどもちょっと値小さいので、 まとめ資料の別添 1 の 18 ページをお願いします。
0:40:29	壁の構成要素として、
0:40:32	建屋内装材というものがあると思うんですけど、
0:40:36	まず、建屋内装材っていうのは、
0:40:40	別添 1 の 18 ページに図がありますけど、ここで言う浦スール等、ケイ 酸カルシウム版の二つということでしょうか。
0:40:49	はい。北海道電力村松です。はい、そのような認識で g r a s s ふう と、ケイ酸カルシウム版を内装材としております。以上です。
0:41:00	規制庁大塚です。承知しました。
0:41:03	後半、
0:41:05	等の材料も含めて、壁の材料で、
0:41:10	使用済み燃料ピットへ落下する恐れがあるものっていうのが、
0:41:16	あるんでしょうか。
0:41:23	はい。北海道電力村松です。落下する恐れがあるものとしては内装材と いうことでケイ酸カルシウム盤と、グラスウールを考えております。
0:41:34	以上です。
0:41:37	規制庁大塚です。その二つっていうのは、
0:41:41	落下するだけじゃなくて使用済み燃料ピットに落下する恐れがあるって いうふうに考えてよろしいでしょうか。
0:41:56	はい。北海道電力の野田です。
0:41:59	上層部の壁は、基本的には使用済み燃料ピットの直上ではないんですけ れども、
0:42:06	また落下してピット側の金利のところに振ってくる可能性はあるかなと 考えてございます。
0:42:13	規制庁を使うそうすとピットには入らない。
0:42:17	入る可能性があるというところで、はい。
0:42:20	星でございます。
0:42:28	規制庁大塚です。比較表の 16-30 ページに戻っていただいて、
0:42:42	壁については、
0:42:44	泊の記載の、
0:42:48	一番上のパラグラフの中の下から 4 行目からの、
0:42:54	床面や壁名固定する設備等については、使用済み燃料ピットからの離隔 を確保するため、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:01	使用済み燃料ピットへ落下する恐れはないということでここには真壁は入らないということになりますよ。
0:43:14	はい北海道電力の野田でございますすみませんこちら
0:43:18	上層部の壁に基本、固定してるものはないと認識してございますけれども確かにほぼ緊密に言えば、下層側の鉄筋コンクリートの壁。
0:43:31	の固定とか、そういう意味で厳密にそういう記載になりますのでちょっと記載適正化したいと考えます。
0:43:43	規制庁大塚です。承知しました。
0:43:47	すみません。建屋内装材の、
0:43:51	g r a s s ツールの材料の方なんですけど、
0:43:54	図を見ると、
0:43:58	クラス数ルノー内側に、柱が走ってると思うんですけど、
0:44:04	それでも、落下して燃料ピットに入るっていうのは、
0:44:09	材料がそのまま落ちるんじゃなくて何か砕けたりして落ちることを想定してるんでしょうか。
0:44:17	はい。北海道電力の村松です。そうですねとけ内装材としてケイ酸カルシウム版と、グラスウールで考えてますけども、g r a s s らの等ですね財政的にそのモジャモジャざっとしたものが固まっていますんで、
0:44:31	地震で揺れてそういうのがぼろぼろ崩れるような形で、鶴恐れはあるんじゃないかということで考えております。以上です。
0:44:41	規制庁大塚です。承知しました。
0:44:48	規制庁宮本です。
0:44:52	ここの健全化多分指摘をした上で、伊方がこういうふうにしてますよって持ってきておられるんですけど、じゃ伊方のここの記載っていうこの16-30ページの比較表の記載ってどうなったって確認されました。
0:45:14	北海道電力の村松です。私の方で伊方さんの方も、中身を確認しております。泊の書き方と同様の書き方をしていることは確認しております。
0:45:27	以上です。であれば、先ほどなんか適正化されますっていう回答されたんですけど、
0:45:33	ここの記載を、見方と違って変えるっていうことを言われて回答されたと思うんですけど、そういう認識でいいんですか。
0:45:57	北海道電力の高瀬です。確認させていただき、Aポツのところの燃料取扱棟の屋根を支持するといったところは適正化させていた大井さんに合わせてここは同じよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:09	大井さんも伊方さんも同じなんで、大井さんに合わせて適正化させていただきました。で、大井さんはすべて鉄骨材でできている燃料取扱棟とは名前が違うんですけど、なってます。
0:46:20	下層部が鉄筋コンクリートで上層部が鉄骨っていうところが、伊方さんと、泊が一緒泊3号機が一緒という形になってますので、
0:46:30	この燃料取扱と、赤い字部分のところからは、伊方さんに合わせさせていただきますというところですよ。
0:46:41	以上ですその部分私言ってるつもりは全然ないです。
0:46:46	先ほど答えられたところは、
0:46:48	その上の部分 16 図落下のところの記載を要は、
0:46:55	ここの部分を変更しますというふうな、要はこの離隔等を、
0:47:00	を確保する、フィードバックする恐れはないと。
0:47:04	いうところの記載を今、先ほど変えられると言われたので、そこについては伊方と比較してここの記載ってどうなってるんですかっていう質問したつもりです。北海道電力村松失礼しました。私、確認したと言ったのはポツの燃料取扱棟のところの記載でした。失礼しました。
0:47:24	重量物落下のところの記載は確認してないんですかね。
0:48:08	北電芝田です十分確認できてございませんでしたのでちょっと先ほどの回答も、方針も含めて再考させていただきたいと。
0:48:16	そうですね比較表の 16 自分の 78、言ってもらってこれが先ほどのところとイコールかどうかってちょっと言えないんですけど、
0:48:26	言い方は確かに記載ぶりとしては、お泊まりとほぼ一緒の記載になりますよと。
0:48:31	だけど先ほど言ったように構造まですべて一緒かっていうのは我々は、
0:48:35	わかりませんので、上層階と下層階の構造を見る限り上層階は、基本的にはブレスがあるところが側面にブレスがありますよと。
0:48:47	ブレスをは、壁側の内側にあるので、そうすると、おっきなものが落ちてくる可能性ってほぼないんじゃないかなと。
0:48:57	片やその実行方向っていう言い方がいいか悪いかわかんないけど、ちょっと私はそういう言い方しかないんですけど、
0:49:04	じゃあそこんそこからは、
0:49:06	明らかにS-BITSへの距離が、
0:49:09	あると。
0:49:13	それで考察、しっかりされた方がいいんじゃないかなと。
0:49:18	なおかつ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:20	今この図面だけしか私は見てないけど、SFPと壁の距離というのは、
0:49:27	1柱分以上あるとした柱ぐらいあると。
0:49:32	そこを踏まえると、ここの言い方、16-78の記載っていうんでこれどう いう意図でこういう記載をしてるかって言い方に確認はされてないんで したっけ。
0:49:45	はい。ないです伊方さんに聞いてはございません。
0:49:50	要はね、これ何回も泊の方に言ってんだけど、
0:49:54	他の事業者の記載は持ってきても構わないと思います。だけとおんなじ 意味かどうかを確認した上で持ってこないと。
0:50:02	要は、ここで言っている仮に落下したとしてもっていうのは念のために 書かれてる意味で書いてんのか、それ言ってることはありません。要は 落ちる可能性はほぼないんだけど、仮に、
0:50:14	落下したとしても、SAPに影響与える機能に影響与えますよっていう 意味で書いてるのがそれそもそも落下することを前提にこう書いてるの かっていう程度で、スタンスも変わってきますし、
0:50:26	そういう意味でこれここの記載を持ってくるだけじゃなくて、この意図 をしっかりと確認してもらわないと、だから先ほど言ったように、大塚が 質問したように、
0:50:36	いや落下することを許容してるんですねって言ったら、うん。はい。イ エスって言われれば
0:50:42	書き方も変わるだろうし、念のためやってます評価ですっていうんだっ たらまた話は別だろうし、
0:50:48	ここの部分っていうのを記載の意図をよく確認した上で、我々の方に説 明していただかないと、
0:50:54	結局のところこれまたコメントに残るだけなので、
0:50:59	その辺はよく確認してください。いいですかね。
0:51:04	はい。北海道新倉です。承知しました。はい。
0:51:09	規制庁大塚です。
0:51:11	宮本からお伝えしたことをまずご検討いただくのと、もしピットの方に 落下するっていう、
0:51:17	方向にするのであれば、
0:51:19	壁脳破片が、
0:51:22	燃料集合体の落下エネルギー未満となる。
0:51:27	ことの、エビデンスのほうをちょっとつけていただいてもよろしいでし ょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:33	はい。北海道出野木場です。承知しました壁の方は一応、私どもも、えらくエネルギーは問題ないというところを確認してございますので、そちらの方へ記載いたします。以上です。
0:51:48	今確認されたのっていうのが、余計我々聞きたいんですよ。
0:51:53	どういう落下を想定して影響がないっていうのを確認されたのか先ほど回答されてなくて、要は壁が一面どんと落ちるんだ。
0:52:01	いうことを想定してるのが、それとも破壊モードとしてもっと細くなることを想定してでも、そうなるんだったらその根拠は何なんですかっていう質問を、回答していただかないと、
0:52:12	今エネルギーがそれ以下になりますって言われたとしても、
0:52:16	そう、その根拠が全く説明されてないので、それでは我々としてはわかりませんっていうしかないですね。いいですか。
0:52:25	はい。やっぱり大学の
0:52:26	承知しました。
0:52:30	規制庁の天田ですちょっと今の関連で、
0:52:33	問い方のまとめ資料を確認してるんですけど、
0:52:37	衛藤。
0:52:38	泊のまとめ資料の、
0:52:40	別添 1-32。
0:52:43	表の 6-1 を見ていただいて、
0:52:49	ここに 6 交通重量物は、
0:52:52	評価結果っていう整理表があって、
0:52:56	伊方は、内装材について、ちゃんと
0:53:01	比較表の 16-1078 に書いてある。
0:53:05	内容のエビデンスを、
0:53:07	ちゃんこの表で抽出して整理を、
0:53:10	してると思うんですけど、そのあたりは確認されてますか。
0:53:31	はい北海道電力野田です。池田さんの資料はございますけどもすみません。詳しいところまで見えておりませんので、すみません、ご確認させていただきます。
0:53:42	ちょっと繰り返しになりますけど、16-78 のように、
0:53:46	先行実績として生き方を持つてくるのであれば、
0:53:50	ちゃんと全体のロジックとか根拠とか、そこまで含めて比較した上で
0:53:57	同じ実績として、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:59	妥当性が説明できるかっていうところを整理していただかないと、ちょっと説明になりませんということです。
0:54:14	北海道電力の石川でございます。誠に申し訳ありません先行実績として他プラントの記載を持ってくるということであればただ単に記載持ってくるんじゃないくて、前提となる条件ですとか、それから考え方も含めて確認してから張らないといけないと。
0:54:29	ということにつきましてこれ他条文も含めて、展開すべきことと受けとめましたので、そのようにさせていただきます。申し訳ございません。
0:54:37	規制庁の天田です。よろしくお願いします。以上です。
0:54:42	規制庁の尾野です。
0:54:44	16一別添1-70で、これで
0:54:49	影響あるかないかっていうのを、届くか届かないかとか、
0:54:53	あと、落下エネルギーがどうかっていうのをこの表で確認してるんじゃないんですか。
0:55:00	その対象になるものをそれに7なんで、入らなかったですかこの、
0:55:06	さっきの内装材の件は、
0:55:09	若干気になったのはそうそういうのがあると、この表でちゃんと何か網羅的に整理して、それで結果を、
0:55:16	全体的に示しているのかっていうところがあやしいなと今思いましたと。
0:55:22	それで、対象にしてそのエネルギーとか、落下エネルギー検討するのであれば、ここの表に入れて、スクリーニングアウトするのかどうかかっていうところの、
0:55:33	検討をしてるっていう話ではないってことなんすか。
0:55:37	北海道電力の小野田です。江藤。当初ですねこの表の一番上の1ポツの燃料取扱棟の天井
0:55:47	梁柱壁、こちらの方でちょっと建屋としてはひとまとめにしてしまう、この表でしてしまってたということが実情でございます。その後上層部の壁については
0:56:00	落下することがちょっと否定できないということで、落下時のエネルギー評価とかやって小さくて問題ないというところまで確認しておったんですけどもすいません。そちらの方資料に十分反映できてなかったと。
0:56:13	いうところで、大変申し訳ございませんでした。
0:56:16	規制庁、尾野ですわかりました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:22	規制庁宮です今、うちこちらの方からの指摘はもうすべてです。もう、そもそもこれ序所適合性を説明する。
0:56:33	資料の前提で、そちらの方、そちらの申請者側がこの抽出フローとか、
0:56:39	運用の仕方を理解されないで我々の持って来られてるとしか思えないので、
0:56:44	そこは事業者の方でよく持ち帰って、
0:56:48	確認して、
0:56:50	再度し、審査資料を適正化していくようにお願いします。
0:57:03	北海道電力の石川でございます。誠に申し訳ございません。この16条SFPにつきましては、ちょっと確認不足のところ、あと宿題、指摘事項の反映不足のところがございますので、
0:57:16	ちょっといま1度持ち帰って、中身天気良く点検して、直したいと思います。申し訳ございません。
0:57:28	規制庁大塚です。とりあえず今気づいてる点だけお伝えしたいと思います。
0:57:33	まず、先ほど天野調査官等の方から、
0:57:38	指摘をさせていただいた別添1の32の表と、
0:57:43	別添1の、
0:57:45	70ページの表なんですけど、
0:57:47	これ今の燃料取扱棟、括弧天井、梁。
0:57:51	柱壁等っていうふうになってるんですけど、
0:57:54	天井梁柱と壁の多分設計が違ってると思いますので、ここは分けて書いたほうがいいかなと思います。
0:58:06	はい。北海道電力の李です。承知しました。
0:58:32	規制庁大塚です。続きまして16-33ページお願いします。
0:58:46	この泊の記載の(11)の被ばく低減のところなんですけど、
0:58:53	ここを
0:58:55	放射線業務従事者の線量っていうところを、前回コメントして、
0:59:00	今回変わっていないんですけど、
0:59:04	前回放射線業務従事者の線量だと。
0:59:09	いまいちわかるんですけど、何の線量がはっきりしていないので、記載を勤め直してくださいというふうにお伝えしたんですけど。
0:59:18	ここは、どういう考えで、修正をされなかったんでしょうか。
0:59:26	はい。北海道電力の野田ですこちらですね。
0:59:31	すいませんちょっと戻るんですけど、16-21ページ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:38	国、
0:59:46	16-21 ページの第 1 項第 4 号についての部分の記載です。ねこちら
0:59:55	放射線業務従事者の線量を合理的に達成できる限り低くするような設計とするという記載がございまして
1:00:04	こちら
1:00:07	を直す。
1:00:08	うん。当社と同じ記載しております、これと同じ記載を、ちょっと一緒の方、こちらの被ばく低減の方にも持ってくるという形で記載の統一を図ったと。
1:00:21	ございます。
1:00:23	規制庁大塚です。承知しました。ちょっと私が思ったのは、線量、
1:00:28	女川が被ばくって書いてあるんですけど、
1:00:33	何か線量だけだと、何の線量ははっきりしないので被曝線量とか、何かちょっと文言の工夫できるのかなと思ったんですけど、ちょっとご検討いただいてもよろしいですか、この記載について。
1:00:46	はい。北海道電力の野田です。承知しました。被ばくの線量というのがわかるようにということでちょっと検討したいと思います。
1:00:57	他電力芝田です。今の点、他との整合も踏まえた上で適切な記載が何かということ考えた上で反映させていただきたいと思います。
1:01:07	規制庁大塚です。続きまして、
1:01:10	16-49 ページお願いします。
1:01:28	前回ですね、
1:01:32	こちらの図に、建屋名称を入れ、
1:01:35	られないかというコメントをして、
1:01:37	で、まとめ資料の方の別添 1 の 75 ページの方に、
1:01:44	建屋名称を入れていただいたんですけど、前回こちらの比較表の 49 ページの方に入れてくださいというふうに、
1:01:52	お伝えしたんですけど、こちらにも入れていただいてもよろしいですかね。
1:02:03	はい。北海道電力の小沼です。はい。承知しました。ちょっと他との横並びを見て建屋名称へと、
1:02:10	ちょっと範囲図示してそういう戦争。
1:02:15	次のページのその 2 等にちょっと超えたと考えます。はい、検討いたします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:21	規制庁大塚です。それで同じ図でまとめ資料の方見ていただきたいんですけど、
1:02:26	別添1の75ページで、
1:02:32	建屋名称を入れていただいたんですけど、ちょっと
1:02:36	判例の記載がですね、3例のこの黒枠のところが、
1:02:41	何ていうんでしょう建屋と勘違いしちゃう場合があるのもうちょっと判例を、
1:02:49	端っこの方に凡例は凡例でわかるように記載してください。
1:02:54	はい。他電力の率承知しました。
1:03:15	あと規制庁大塚です。
1:03:17	阿藤。
1:03:20	10、比較表の16-139ページ。
1:03:26	で図、
1:03:27	補足説明の方、
1:03:29	入れていただいているんですけど。
1:03:31	最後に入ってるの補足説明資料6なんですけど、まとめ資料の方には補足説明資料の、
1:03:37	7から12までもありますので、比較表の方にも追加をお願いします。
1:03:43	はい、承知しました泊の分だけになりますけれども、よろしいでしょうかはい、わかりました。承知いたしました。
1:04:01	規制庁大塚です。私からは以上です。他規制庁側から何かコメント等ありますでしょうか。
1:04:08	原子炉規制庁の宮尾です。ちょっと確認をさせてくださいちょっと。
1:04:14	まとめ資料の方が見やすいので、
1:04:18	す。
1:04:20	別添1ベスタでいうと16条別添1の55ページのところです。
1:04:27	これは、
1:04:30	次53ページから過去の不具合事象に対する対応状況ということで書かれています。これ、
1:04:37	確認したかったのは、
1:04:43	泊の15系の構造が図の2-2に書かれてるんですけど、
1:04:48	この構造が、
1:04:51	なぜ水平荷重が分散される。
1:04:54	というふうに、
1:04:56	評価できるのかがちょっとわからないんですけど教えていただきます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:05	北海道電力宮脇です。図の2-1の女川さんの軸受けなんですけども、これは円筒心軸受とって、
1:05:14	ところが、水平、
1:05:17	2aと並んでいるものです。
1:05:19	これはちょっと
1:05:21	泊でつけている自動調整黒字空気よりも、
1:05:26	水平方向の荷重に、弱いという構造になってるんですけども、泊の方は心が斜めについてますんで、
1:05:36	横から来た荷重を場面で受けることができるような構造になっています。ですんで
1:05:42	砂川さんの知久よりも、江藤清方向の荷重が強いと。
1:05:46	いうふうに説明になります。
1:05:53	ということですけど、
1:05:54	別添1の55ページで書かれている、おっしゃる通り
1:06:00	女川の方は軸受の方が水平についていて、なおかつここに隙間がありましたと。
1:06:06	隙間があることによって余計遊びがあるのでその分で壊れたっていうところがあると思うんだけど、
1:06:12	じゃあその友利の3号機については今言われたように、まず受給権の形が確かに違いますねと。
1:06:20	ここで言っている水平荷重が分散されるっていうことが、この事故を受けてどう分散されるのかが、この図だけでは全くわからないんですよ。
1:06:32	おそらくこの事象というのは、不適合事象なので、
1:06:38	JANSIだったか忘れたけど、水平展開された上で判断して問題ないというふうにされてるんだと思うんです。
1:06:48	にゅんであれば、もう少しここは丁寧な説明がないと、これだけだと。
1:06:54	先ほど言ったようになぜ水平荷重が分散されると判断できるのか。
1:07:00	傾斜してるだけで何でそれがいえるのかとか、
1:07:03	そういうものが説明がないので、そこは少し丁寧な説明を追加していただけますかね。
1:07:10	北海道電力宮脇です。承知いたしました。こちらの絵とか中のヘッド分散の仕組みについてはもう少し記載を充実化したいと思います。
1:07:20	以上です。
1:07:22	あとはちょっと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:37	すみません、私の方は以上です。
1:07:42	規制庁の尾野です。16-31 ページでちょっと教えて。
1:07:48	教えていただきたいんですけども。
1:07:51	Cポツの燃料取扱棟クレーンのまた書き以降の記載で、ゲートを閉めま すっていうふうに書いてあるんですけども、
1:08:01	これは落下したときに閉めるんですかそれとも落下するし、しても大丈 夫なようにあらかじめ閉止をするのかちょっと記載がわかりづらくてで すね。
1:08:12	はい。北海道電力の野田でございますこちら作業前に、あらかじめゲー トを閉めておくという記載、井戸ですので少しそれがわかるように、はい、 記載したいと思います。以上です。規制庁の承知いたしましたあり がとうございます。
1:08:38	規制庁藤原ですこれは、資料5-3、回答一覧表ですかね指摘ヒアリング における指摘事項の回答一覧表の
1:08:47	10分の9ページですね、ナンバー55で、
1:08:51	指摘事項の内容がこれこれこういった記載があるが、については、
1:08:57	S s - F フェーシングを踏まえて、そういった状況を踏まえて、土建耐 震の審査官交えた場での評価が適切であることを示すことってというふう なコメントがあって、
1:09:09	それに対する回答がですね何かちょっと何だろう、要は何か指摘とか言 っていて、今、回答内容大体、
1:09:20	何だろう、これSA用の施設、これ16条、DBなんすけどSA用も何 か、
1:09:28	上位クラスとした感じで
1:09:31	出す、防護する、そういう、そういった意味なのかなとちょっと思っ たんですけどちょっとそもそも論としてこれは、
1:09:39	なんすかねと。土建審査官を交えた場での説明っていうのは何か、
1:09:45	あったんでしょうか。ちょっと、もうそこだけちょっとわかんなかった んで。
1:09:51	はい。北海道電力の小野田でございます。すみませんこちら、
1:09:57	前回の時はこの、今後の耐震安全評価を踏まえた、
1:10:03	踏まえ必要に応じたというふうな記載をしておりますでちょっと設置許 可の中で見なきゃいけないような、ちょっと記載になってたというところ がございました。実際、設備としては
1:10:14	16条の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:15	重量物落下としては落下エネルギー、出漁的に問題ない設備なんだけど、近くにそのSAの計器があるので、そっちに波及的影響がないか確認する必要があるというふうに、
1:10:29	ちょっと以前のか、ちょっと過去のヒアリングで指摘されてそちらの波及的影響があるかどうかを確認しますということで、ちょっと記載の適正化を図ったというところになってございます。
1:10:43	規制庁です出身団体わかりました要は、今土建大使の三井坂交えたというのは要は許可の段階でこの燃料取り扱うんだ、取り扱いと加古。
1:10:55	小谷野家は李柱とか、評価結果を示そうとしたんですけど、そうじゃないですよと、設工認で一応その評価をやった上で、何らかの対策をしますよってというのが一応清水井回答であって、
1:11:08	この回答っていうのはそれにちょっとなんか直接は関係ないけど一応こういうこともやってますと、ちょっとこれは多分39、私耐震の立場でいくと、39条の波及的影響での、
1:11:20	上位クラスとして、こういうものが出てきたそこでちゃんと説明なされるものと理解しました。はい。私は以上です。
1:11:32	規制庁の天田ですちょっと今の関連なんですけど、これ私のコメントなんで
1:11:38	これそうですね許可は施工の見通しなので、今後基準地震動が固まって、
1:11:47	見通しとして、許可の重量物落下として確認すべきものがあれば、
1:11:55	当然許可段階で、
1:11:57	土建耐震の審査官真島交えて説明いただく必要ありますし、許可の設計方針が
1:12:05	見通しがあって、施工人で説明すればいいというものであればそちらで詳細を議論すると。
1:12:11	ということかと思いますので、
1:12:14	そのあたりの何ですか。
1:12:18	衛藤。
1:12:19	取り扱いをちゃんちゃんと回答の概要で、
1:12:22	書いていただくと、多分、行き違いがないのかなとちょっと思いましたというのと、あとこの回答に書かれてるな内容で
1:12:32	衛藤比較表の16-73ページなんですけれども、下、
1:12:37	下から2行目のところですか。
1:12:40	で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:42	これ前回もちょっとコメントさせていただいたんですけど今後基準地震動を用いた耐震評価を行い、
1:12:49	必要に応じ落下防止措置を施すと。
1:12:53	書かれてるんですけど、
1:12:55	これは何て言うんすか。実態の話を書かれている。
1:13:01	レスト。
1:13:02	で、我々が適合性を確認するのは、
1:13:06	今の設置許可の段階で、
1:13:09	どういう設計方針にするんですかっていうことを、
1:13:13	書いていただく必要があるわけですね。
1:13:16	だから基準地震動に対して、
1:13:19	何ですか、落下させないように設計するというのか。
1:13:24	どうするのかっていうことなんで、
1:13:28	今後やる、やることを、
1:13:30	書いていただくっていうことではないんですよっていう、コメントしたつもりなんですけど。
1:13:36	ちょっと
1:13:38	コメントの趣旨を取り違えてないのかなという感じするんですけどいかがでしょうか。
1:13:46	はい。北海道電力の織田です。申し訳ございません今おっしゃっていただいた通りちょっとコメントを取り違えていたと思いますので設計方針として記載するように、
1:13:57	ちょっと修正したいと考えます。
1:14:00	はい。規制庁の天野です。そうですねちょっと何回もやってもしょうがないので、
1:14:06	もし基準地震動に対して、
1:14:09	耐震評価を行ってんだ。
1:14:13	落下しないよう設計するのであれば、もうその通りに書いていただいとということなので、
1:14:20	今後かどうかっていうよりは、設置許可の設計方針として、
1:14:26	どうなんですかということをはっきり書いてくださいということです。以上です。
1:14:34	はい芝田です基準地震動に対して落下しない設計とするというふうなのが基本方針だと思いますんで、設計としてかけるような改正を行いたいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:47	規制庁大塚です規制庁側から他に、16条についてコメントありますでしょうか。
1:14:57	規制庁藤原ですちょっと今回のヒアリングは16条の場であるんですけどちょっと今回、内装材の落下というものに関してはちょっと4条の波及影響の話にちょっと関連するんでちょっとあらかじめ、
1:15:08	四条が一でのその指摘をちょっと先行して、言っておきますんで今回内装材とか外装材っていうものについて、いろいろ落下するしないとか、
1:15:20	或いは要は安全機能への影響とかいうのは今回示されている作戦効果もそうやっちゃいるんですけども、一応ですね、今後、
1:15:30	四条のまとめ、テンパチまではいかないとしてもまとめ資料とか補足レベルでは、そう言った、内装材とか、どういうふう考えているのか
1:15:40	スクリーニングの考え方の方針、きちっと説明いただきたいなとほぼ、私の方針であって、具体は公認で何がしかその代表性を示すと思うんですよね。
1:15:52	例えばその基準においては、まずは四条の話で申し訳ないですけど、上位クラスと下位クラスがあって、要は下位クラスがどういうふうな代表性をもって選定されるのか、今、
1:16:03	例えばこの16条でいうと建屋の三階しないだとか、落下しないとかあると思うんですけども、落下しないということで、
1:16:15	どの代表性を選んでくるのかで、そこに内装材がどこにはまり込んでくるか、もしかしたら、要は壊れないという評価後、落下し、
1:16:25	落下しますけどそういった影響がないという評価っていうもの、多分似たようなものになろうかと思うんで、そこをちゃんときちっと方針を示して、要はどのレベルでは散会しない。
1:16:36	同レベルでは落下するけど、安全機能には影響ないで安全機能には影響ないとしても、他の、もしかしたらさっきの燃料集合体の代表性の落下エネルギーに近いものが、
1:16:48	設工認あたりでこうやるやつは、そういったものをちゃんと方針として示す。
1:16:53	4じゃちょっと方針だけの話だから一応方針としてはきちっと四条で、
1:16:57	類似の案件をちょっと取り込んでいただきたい。これちょっと、
1:17:02	お願いできますか。
1:17:06	北海道電力の高橋です。4条の波及的影響を今後説明させていただくんですけども、その際に方針として、まず今評価対象上位クラスがだ何

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	で何が下位クラスになりますということを説明して、だから下位クラスは、
1:17:21	このように抽出していますといったことを今後ご説明させていただきます。その下位クラスが選定されました。その下位クラスについては、こういう設計方針で、設工認段階で、
1:17:32	評価結果をお示しするという、まず大きな流れとしてそういう形でまず説明させていただきますので、今宇田さんおっしゃっていただいた、その時に、この下位クラス、例えば内装材とかが、
1:17:44	公認対象として評価をするものに選ばれるかどうか、それはどういう基準で選んだんだっていうことを、
1:17:52	波及的影響の選定の評価の中でご説明したいというふうに考えております。
1:17:58	規制庁氏原です。わかりました。もう1回念のため繰り返しますけども、要は下位クラスとしてどんと1個だけ建屋を持ってくるのではなしに、その建屋の中でも幾つかの構成する部材があるとしたら、それもきちっと分解、ちゃんと分解した上でですね、
1:18:14	それぞれの評価をやって、どういうふうな方針を示すか、これは説明ください。私から以上です。
1:18:25	他よろしいでしょうか。
1:18:31	規制庁の天田ですちょっと細かい点なんですけど16-30ページでaポツなんですけれども、
1:18:40	これ前回ちょっと確認させていただいて、青字でですね、そういう理由が、
1:18:46	書かれています
1:18:49	多いと、構造形式の相違で、
1:18:53	評価方針に相違が生じることからに合わせてってということなんですけど、
1:18:58	そのちょっと下確認をちょっとお願いしたかったのは、大井がですね基準地震動に対して健全性が確保される設計とすると、女川では、発生応力が終局耐力を超えると、
1:19:09	ということで、見た目何て言うんすか。
1:19:14	江藤羽咲最新の審査実績として、より充実した記載になっているのではないかという、という趣旨で、ちょっと確認をさせていただいたかったんですけれども。
1:19:27	ちょっと理由に書いてある。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:31	趣旨がわからないのと、いずれにしても
1:19:34	健全性の確保っていうのは、ある意味、許容限界を定めて、それに対する確認っていうのは詳細にやると思うので、
1:19:44	そ、そういう意味では、ちょっとこれは、最新時審査実績の反映という意味では、されてないように思うんですけど。
1:19:53	この辺りいかがでしょう。北海道電力の高橋です。
1:19:56	衛藤。
1:19:58	翁長さんの場合ですとその屋根をに特化した評価をしますというような記載になっておりますで、
1:20:06	PWRの場合は、
1:20:08	鉄骨屋根だけではなくその柱も含めた、まず評価もしますということを我々としては、
1:20:17	宣言したいというふうに考えております添田大井さんもPWはみんなそうなんですけども、なので、屋根の部材の応力がどうというよりも、まずその鉄骨のフレーム自体が、
1:20:28	どうだっていう話もした上で、屋根もやるということなんでちょっと、女川さんのようにその部材の終局まで書きちゃうとちょっと具体過ぎて、
1:20:38	ちょっとなじまないかなと。なので大井さんと同じように、当然1個1個の部材屋根の部材に関しては当然終局耐力なんですけども、
1:20:48	上のフレームの鉄骨材はまたひずみとかで確認したりしますので、そこなんかちょっといろいろ書いてしまうとちょっとわかりづらくなるかなということで、大井さんに合わせて書いたというのが方針でございます。
1:21:00	規制庁の天田です支社わかりましたが、今日ちょっともうちょっと部材を細かく分解した上で網羅的に抽出し、かつ、
1:21:12	健全性をみたいな話ありましたのでその中で、ここの記載についても適切なのか、確認されると思いますので、
1:21:19	ちょっと趣旨はわかりました。はい。以上です。
1:21:22	修正さ、
1:21:24	持ち帰って、正しい正しいというかわかりやすい記載に、
1:21:28	したいと思います。ありがとうございます。
1:21:32	他大丈夫でしょうか。
1:21:34	それちょっと今日、パワーポイントの方はどうされますでしょうか。
1:21:39	説明しますか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:48	ご説明させていただきたいと思います。
1:22:06	はい。北海道電力野田でございますではパワーポイントの簡単ですが、説明させていただきます表紙1枚めくっていただきまして衛藤。
1:22:17	2枚目に概要と目次書いてますけれどもこちらの方に先日、ご指摘いただきました説明事項の記載、すいませんまだこれ、お出しした段階では反映できてなかったんですけどもこちらの方反映したいと考えております。
1:22:32	続きまして次から右上にページ数、ちょっとホクレンの横ですけれども1ページから打ってございます。1ページ2ページ目は条文で2ページ目の
1:22:45	下から2行目のところですね成果要求事項としては重量物落下をここだけということになってございます。
1:22:52	その下法令の下に概要で書いてございますけれども、こちらの方で適合性の確認状況について記載してございます。
1:23:04	次のページから具体的な評価の流れでございましてけれども、3ページ目が評価フローですね。設備1人抽出して、それから、
1:23:17	設置状況、楽エネルギーで検討すべきものを抽出。
1:23:21	検討用となったものには、落下防止対策の要否判断して
1:23:26	落下影響評価が必要なもの不要なものを最終的に出していくというふうになってございます。
1:23:33	末の次のページ、4ページ5ページが、実際使用済み燃料ピット周りからですね、網羅的に抽出したものの、特に5ページでSIMMER写真で示してるものが、中止した例になりますけれども、
1:23:51	写真で示しております、6ページ目に、その一覧ですね、こちら、
1:23:56	の
1:23:57	実質結果として示してございます。
1:24:04	7ページ目から、設置状況とあと、落下エネルギーによる抽出の違いですね、こっち、
1:24:11	1番目は設置状況で2番目の落下エネルギーについてはちょっとした、こちら、すみません、まとめ資料の方でもずつ追加しましたけれども何か、高さの考え方別を追加してございます。
1:24:24	次8ページ目で、実際これちょっと資料の下の方に書いてるんですが、
1:24:32	青枠が、設置状況より落ちたもので、赤枠が落下エネルギーにより落とされたものということで最終的に残ったものが9ページというような形になってございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:46	この残った対象物に対してどのような評価をしたかというのが、10 ページ以降、
1:24:55	ですね。
1:24:58	兵庫で、実際
1:25:00	抽出されたものに対して、Aポツで、実施による設備等の破損であるとかあと、ピーポートCポツで取り扱い装置の故障誤操作、あと、待機位置等で落下対策。
1:25:14	を整理したというところになってございます。
1:25:17	11 ページから耐震性に関する説明。
1:25:21	12 ページが、設備構造上の落下防止対策、
1:25:29	電磁ブレーキ等ですね電源、
1:25:33	なくなった時の保持機能等の説明で 13 ページが運用、定期的な点検、クレーン則に基づく点検と有資格者作業であるとか、
1:25:48	というところですね。はい。そちらの方の説明になります。
1:25:52	14 ページが、評価結果ということで今回、
1:25:59	使用済み燃料ピット周辺の物品に対しては、適切に評価して重量物、
1:26:06	検討が必要な重量物については落下防止対策が施されていることを確認したということになってございます。
1:26:13	で、
1:26:14	今後新たに支障済みNP泊に置かなければいけないものについては、今回のこの評価フローを用いまして評価を行って、
1:26:24	対策が必要であれば、適切な対策を行うということで記載してございます。
1:26:30	あと 15 ページからが、仮設備になります。15 ページが、第 16 条の第 3 項の監視監視設備に関する追加の要求事項。
1:26:41	の法令になってございます。
1:26:44	こちらの方は 16 ページ以降、殊、こちらの要求事項に適合するための景気収済み燃料ピット水位、温度、あとエリアモニターですね、こちらの方の使用、
1:26:58	あと、デンソー、
1:27:01	学会構成図ですね、こちらの方で、検出された信号が、中央制御室まで表示できて、警報の発信、
1:27:11	できます後、記録と、
1:27:13	についても対応してますというところを 17 ページ以降ですね。
1:27:18	水系水温計、あとエリアモニターということで記載してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:25	20 ページ、あと電源構成で、こちら、外来喪失時でも、
1:27:32	記録、計測できるということの説明。
1:27:37	をしておりますと、21 ページが設置場所の配置図ということになって ございます。
1:27:42	で、最後、22 ページでまとめですけれども、開設日については異常検知 して調整輸出で警報を発信することができる。
1:27:53	いうところ、あと二つ目で外電喪失時でもですね非常用の所内提携から の供給で回避することができる設計とすると。
1:28:02	ということで基準に適合しているということを説明してございます。
1:28:07	はい。すいません。ちょっと大分走りましたが、以上になります。
1:28:11	規制庁大塚です。ご説明ありがとうございました。
1:28:16	そうですね今日の先ほどのやりとりで設計変わる部分があるかと思いま すので、まずそれを今後反映していただくのと、あとちょっと全体的に ですね、まとめ資料の記載ぶりとパワーポイントの記載グリーが、
1:28:30	結構違ってるところがあるので、
1:28:33	そこはちょっと合わせていただきたいなという。
1:28:41	原子炉規制庁宮元です。これ本件、
1:28:47	越冬
1:28:52	本件は、ヒアリング 2 回目になりますよね。
1:28:58	2 回目なので、不適な会合のやつは、
1:29:01	このやつでこのままで出されると。
1:29:04	いう認識なのか、それとも、
1:29:07	直した状態で、
1:29:10	出そうとされているのか。
1:29:12	どちらですかと言うだけなんですけど
1:29:19	今回、もうこれ、前回指摘した、もう 1 回指摘してますので、
1:29:28	今回指摘事項残りでしたが、
1:29:31	あと、次の会合に向けて、
1:29:34	どうなされるかを、よく社内で議論してください。今日別に回答求めま せんけども、
1:29:42	なのでうちの方でも特にパワーポイントとか、
1:29:46	この部分について、もう今更なので、
1:29:49	コメントしませんけど、事業者の方針をよく確認してください。いいで すかね。北海道電力兼田です。まず今日いただいた指摘をして、直せる もの当然直した上で、審査会合に臨もうと思ってます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:02	あとそのパワーポイントとまとめ資料の記載があってないのは、これもちょっとさんざん言ってる話なので、これはしっかり合わせに行きますし、あと今日いただいたやつの中でやはり他社の確認が少し不足してるというところがやはり散見されましたので、
1:30:15	そこは他社さんお願いしてなかなか出てこないときもあるんですけども可能な限り、しっかり聞いた上で、反映できるものとか、は、根拠とかについて確認したいと思います。
1:30:25	その上で修正した上で審査会合を望みたいと思いますので、よろしくお願いします。
1:30:44	規制庁唐木ですちょっとこの件に直接関係ないかもしれないですけど先日想定事故1の評価をしたと、説明を受けたときに、
1:30:53	ピットの名前がエビとBピットっていう書き方されてて、
1:30:58	今回こっちの資料がピットAピットBになってるんで、ちょっとそこら辺もしあの整合を図れるんであれば確認をお願いします。
1:31:09	後トレース整合を図りたいと思います。
1:31:17	規制庁大塚です。ちょっとパワーポイントの方で、
1:31:54	規制庁大塚ですそれではパワーポイントの方は事業者の方で確認して、修正をした上で再度提出してください。
1:32:04	16条について何か、
1:32:06	コメントと、他にありますでしょうか。
1:32:11	ないようであればここで一旦休憩にしたいと思います。
1:32:16	10分間休憩にしたいと思います。
1:32:31	規制庁大塚です。それでは審査の方を再開したいと思います。次は10条の誤操作の防止ということで、まず事業者の方から説明をお願いします。
1:32:41	北海道電力の金田です。それでは誤操作の防止について、説明時間5分程度で、指摘事項を中心にご説明したいと思います。できず事項あればそれも補足ついて説明する形にしたいと思います。それでは、担当者お願いします。
1:32:57	はい。北海道電力の堤です。よろしくお願いします。
1:33:00	比較表の方をですね用いてご説明させていただきます。
1:33:05	比較表紙めくっていただきまして、取りまとめた資料の1ページをご覧ください。
1:33:11	黄色マーキングしている箇所になりますけども、手すりについてですけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:16	手すりの目的としましては、安全運転の安全確保と、
1:33:20	操作器の誤接触防止というのがありまして、先行審査実績、特にですね、BWRの申請実績を改めて確認した結果、安全確保ののみを目的とした手すりというのを設置してございましたので、
1:33:34	運転員が常駐するですね運転員付上の方にも設備を設置すると表2の設計方針を変えさせていただきました。
1:33:43	続きまして取りまとめた資料の2ページになりますけども、
1:33:47	こちらに泊3号炉、志賀中央版を採用しておりますので、その設備の相違に伴う記載の相違というのを、概要の方に記載させていただきましたけども、
1:33:59	こちらの前回のコメントを受けましてこの内容をですね、まとめ資料の方の参考資料として、記載を追加させていただいております。
1:34:08	記載場所につきましては、比較表の
1:34:11	中の145ページの方にですね、参考資料の4として記載を追加させていただいております。
1:34:19	内容については先ほどの取りまとめた資料と同じものになっております。
1:34:29	続きまして、
1:34:30	10-28ページ、比較表の方ですね中の28ページご覧ください。
1:34:40	こちらの地震時のですね対応を社内規定にどのように記載しているかというところをもう少し詳しく記載してございます。こちらちょっと比較表の方ですと小さくて、見づらいんですけども、
1:34:54	まとめ資料本体の方でいきますと、
1:34:57	10条--別添1-5ページになります。
1:35:05	こちらの運転要領という社内規定の方に記載をつい追加いたしますけども、
1:35:11	まず地震、運転員はですね、地震の家を感じた場合には、操作を中止して、手すりにつかまって、安全確保するとともに接触の防止を図る。
1:35:22	警報発信発生状況等の把握を努める。
1:35:26	ということを記載してございます。
1:35:28	こちらの地震の揺れを感じた場合というのがで、どうしても定性的な表現になってしまうんですけども、
1:35:35	運転要領の方にはですねこの地震発生時の条項ということで、以下の項目を記載してございまして、そちらをですねこちらの方の資料にも記載させていただいております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:47	次は、地震発生時の条項としましては、先ほど申しました体育館による例の下にですね、地震、
1:35:54	加速度大による原子炉トリップというのがございまして、そちらの警報が発信した場合ですとか、
1:36:01	地震に付随する二次的な警報ですね、こちらの、こういったものかといいますと、
1:36:06	タンクの水位とかが地震によって開きますので、タンクの水、水の警報ですとか、そういったものが発生したものを、発生した場合ですね、こういった場合につきましては、
1:36:16	地震が起きているということ、運転気づいて、このような対応をとるといふことになっております。
1:36:29	あと審査会合用のパワポの方なんですけども、先ほどご説明させていただきました。
1:36:35	手すり、
1:36:36	の設置ですね、こちらの先行審査実績を踏まえまして、
1:36:41	泊3号炉の設計方針を変更いたしまして、
1:36:45	調整4番と運転作りに手数料設置すると。
1:36:48	いうことを、回答させていただきます。
1:36:52	ご説明については以上になります。
1:36:56	規制庁大塚です。ご説明ありがとうございました。
1:37:00	私から、
1:37:02	1点だけなんですけども、まとめ資料の、
1:37:06	別添1の5ページ。
1:37:09	お願いします。
1:37:14	まとめ資料の方の別添1-5です。
1:37:23	先ほどご回答いただいた部分なんですけども、地震の、
1:37:30	地震の際の操作性の説明のところ、
1:37:35	コメントを踏まえて修正していただいて、先行プラントでもここまで書いてるところなくて、
1:37:40	先行プラントでは、いまいちちょっとわかりづらくなっていうところがあつたので、泊については、明確になったのかなと思います。
1:37:48	ちょっと1点だけ確認なんですけど、
1:37:51	1行目の、
1:37:53	最後に記載されて中央制御盤と、
1:37:57	2行目の真ん中より少し後に書いてある主盤の表現なんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:03	これはAと書き分けてルーということによろしいか。
1:38:07	はい。北海道電力の堤です。こちら書き分けているものでございまして、
1:38:12	中央制御盤というのは前回のヒアリングのときにもお話をさせていただいたんですけども、
1:38:17	この終盤の他にですね、当直長が座っている運転指令卓こちらが含まれております。下水を設置するについては主盤ですとか、
1:38:27	運転指令卓含めて手数料設置でございまして、
1:38:31	一方でこの操作器の誤接続の防止というところでは、主盤の方にしか、設置してないものでございますので、記載を書き分けているものでございます。
1:38:42	規制庁大塚です。承知しました。私からは以上です。
1:38:45	他に決めておりますでしょうか。
1:38:50	原子炉規制庁の宮本です。ちょっとパワーポイントだけです。
1:38:57	これを会合に出すときに、
1:39:00	本当にこれだけでいいですかね。
1:39:04	これだけでいいですかね。
1:39:07	要は、
1:39:09	パワーポイントで言う、パワーポイントじゃないすみません、まとめ資料の比較表だと 10-36 ページ行ってもらえばわかると思うんですけど。
1:39:21	これ比較表にはちゃんと比較のそういう理由が書いてないんですけど、
1:39:26	手すりをつけた図が、大飯も女川もありますよと。
1:39:33	それに対して、
1:39:36	泊は、手すりの図もなく、差異理由も何も記載していないと。
1:39:41	これはなぜなんでしたっけ。
1:39:45	はい、北海道電力の堤です。
1:39:48	こちらはですね、手すりの、具体的にどのような手すりをつけるかといったところが、まだ確定してございませんので、そちらのこの細かいですね、手すりの設置場所が多いです。大井のように、
1:40:01	この具体的な手すりの設置場所を模擬した図というのがつけられないというのが、実態でございます。
1:40:11	それをなぜ差異理由に書いてないんですでしたっけ。
1:40:21	そうですねそちらは記載が不足していたものでございます申し訳ございません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:27	規制庁野見山です。その上でなんですけど、当然会合に出すものなので、
1:40:33	別にその通りつけるっていうわけではなくて、よく、例えば10-24ページ、2比較表見ればわかるんですけど、
1:40:43	泊さん、郷中央制御制御盤イメージ図ってありますよね。
1:40:50	要はイメージ図っていうのは、最低でも付けれると思うんですよね。別にそれが、その通り手数料をつけるというよりは手数料、こういうふうにつく予定ですと、方針ですっていうのを示すものが、
1:41:01	なぜここに付けられないのかなっていうのがまずあってそれを付けるんじゃないんですか。
1:41:09	はい、北海道電力の堤です。
1:41:12	そうですねイメージ図ということでよろしければつけることは可能かと思えます具体的にその手すりのピンポイントでこってっていうのは難しいんですけど、
1:41:24	例えばこの主盤にはつけます運転員作りにはつけます。
1:41:32	たものでよければつけることは可能なんですけど、
1:41:35	もう少し規制庁ようですけど、
1:41:39	確か先行のね。
1:41:41	深山さんでもそうかもしれないけど、
1:41:48	要はね、その先行の審査資料見てもらえばわかるんですけど、手すりつけたやつもちゃんと括弧イメージ図って書いてある資料は確かあります。
1:41:57	なので、
1:41:59	別になぜイメージ図、最低でもつけられないのかがもう私は理解できないんだけど、その
1:42:06	要はここにつきますこのこんなふうにつきますって言ったからといって、それは当然詳細設計でまた変わる可能性も当然あるんですよ。
1:42:16	だけど、要はこういうイメージっていうのを示せなければ、要は方針がここに手書きで書いたとしても、
1:42:23	これを会合にかけたときに、どう、どうつけるっていうかそのイメージが全くわからない状態のこの会合の資料になってしまっていて、これ先行の、
1:42:33	審査でも、この文字だけでの会合の回答なんて多分ないはずですよ。
1:42:39	それを見てられれば、こういうパワーポイントにならないと思うんですけど、それっていうのは、事業者の方で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:46	よく検討されたのでしょうか。
1:42:48	茅根金田ですスケールバー所とか結構今議論してるんですよね。概ねつける方法決まっていますのでイメージ図少し具体的につけることは可能だと思っています。ただいままとめ資料の比較表の方にそれが入っていないんですけども、
1:43:01	介護の資料にそのイメージづけるってことはよろしいですかね。
1:43:06	それはこの今のヒアリングの方で、私の方でこちらの希望ですので、そこはもうつけてください。いいですか。北海道の金田です。
1:43:16	イメージ図なので、確かに詳細設計したら変わるのはあるのかもしれませんが、実際の中央制御盤と運転員付でどの場所につけるかということについて、概ね我々検討しておりますので、そういうイメージをつける形で、介護の資料の方をプラスアルファ、
1:43:32	つけたいと思います。以上です。規制庁宮です。だからこのなお書きになってるんですよねって。
1:43:37	付けたとしてもこのなお書きが踏んだから。
1:43:40	別に決定じゃないっていう、初めからこう書いてあるじゃないですか。北海道に関しておっしゃる通りなので、ちょっとやはり我々ちょっと真面目過ぎて臆病になったところありますけれどイメージ図っていう意味ではかなりいろんな議論してますので、
1:43:52	その中で一番確からしいと思われるものについてのイメージ図をつける形で、介護の方の資料の方にしたいと思います以上です。
1:43:59	はい。よろしく願います。私の方のコメントは以上です。
1:44:04	あと、一応、あらかじめ言っておきますけど、このまとめ資料については、非超過の会合で出していただくとは思いますが、
1:44:14	我々の方で、すべてのまだ中身の詳細、主要なところは確認してますけど、当然ながらこれから中身詰めていきますので、事業者の方でよく、先ほど来設備の
1:44:28	統一が例えば図られてるのかとかそういう目で、再度よく中身を確認してください。中身を確認した上で変更点があれば、明確にリストか何かにした上で提出するように自助
1:44:40	介護いこうかな、介護以降の例えばまとめた資料の提出時期がある、あったりその事業者の方で内部チェックした時に今修正点があるんだったらそのあと、
1:44:51	わかるような形で提出するように願います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:55	北海道電金田です。中身かなり今回見てきましたけれどももう一度しっかり見た上で、説明の統一であるとか、あと修正したいところがありましたら、
1:45:05	介護実績されたその場で我々としても当然事前にQAとか用意して考えていますので答えられるようにするとともに、そういう修正点についてはしっかり一覧表にして最終的な資料に仕上げていきたいと思っておりますので、
1:45:17	そういう対応させていただきます。以上です。はい。私の方は以上です。
1:45:26	規制庁大塚です。規制庁側から他よろしいでしょうか。
1:45:31	はい、事業者側から十条に関してコメント他にありますでしょうか。
1:45:36	よろしければ、続きまして、11条の安全避難通路に入りたいと思えます。
1:45:42	まず事業者の方から説明をお願いします北海道電兼田です。安全避難通路につきましてもいただいたコメントを中心に、ご説明させていただきます。説明時間としては、10分から15分以内で説明したいと思えます。それでは、お願いいたします。
1:45:58	はい。北海道電力の安藤でございます。それではいただいたコメント、資料の2-3に記載してございますけれども、こちらの方と比較表をまとめ資料をですね、比較しながらご説明をさせていただきたいと思えます。
1:46:11	前回のコメントで1番目になりますが、安全避難通路についての資料の2-3のところですね、これは比較表では18ページまとめ資料では9ページになりますけれども、
1:46:24	抽出フローに基づいてですね他条文との水整合結果を踏まえて妥当性を説明するというような、
1:46:31	コメントがございました。これにつきまして確認をした結果ですね、まずフローの方ですね抽出フローまとめ資料の8ページにございますけれども、
1:46:43	この抽出フローの右側の記載の他条文との整合結果を踏まえて、再度を抽出した結果、前回記載しておりました第8条、もしくは第8条内部火災、
1:46:55	第9条の内部溢水はですね、泊の方についてはですね現場操作がないということで、作業用照明が必要な場所より削除させていただいてございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:05	なお抽出フローの左側になりますけれども、こちらの方は女川さんはずねどういうところに、どういう操作をするということで、
1:47:15	正確に記載してございましたので、こちらの方はですね泊の方も添10の安全解析、それから、それぞれの操作の方ですね
1:47:26	調べましてこちらの方に書いてございますように、中央制御室、それから安全補機開閉器室、ディーゼル発電機室、それから四つ目の嶋氏は中央制御室外の原子力停止盤等をですね、
1:47:41	選定をさせていただきまして表の方に反映をさせていただいてございます。
1:47:47	一つ目のコメントは以下の通りでございます。
1:47:51	二つ目の方に行きまして、非常用照明の使用について網羅的に記載することというようなコメントがございました。
1:47:58	こちらの方はですね、比較表の
1:48:01	23ページ、まとめ資料の15ページになりますけれども、こちらの写真の方を記載してございますが、こちらの方ですね
1:48:11	もともと無停電本当の記載しかございませんでしたが、運転保安灯の記載もいたしまして、なおかつ、中央制御室のですね照度等を追加をさせていただきます。
1:48:24	三つ目になりますけれども、緊急時対策所のルート及び保管場所を示すという指摘事項でございます。
1:48:31	こちらの比較表の39ページ、まとめ資料は19ページになりますけれども、車作業用照明配置図に可搬型照明保管場所及び、ルートの方をですね、記載をさせていただいてございます。
1:48:44	なお、ここに保管いたします可搬型照明につきましては、比較表の41ページまとめ資料の21ページにございますけれども、緊急時対策所にですねの指揮所にですね配備する。
1:48:58	最大の人数60個をですね、配備する予定としてございます。
1:49:04	四つ目でございます。こちらの方は資料の2-4の方を見ていただきたいと思えます。
1:49:14	資料2-4のパワーポイントでご説明をさせていただきますけれども、前回はですね、
1:49:21	こちらの方の、
1:49:23	方針である運転保安灯日無停電保安等に係る作業用電源系統図ではですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:29	この整合が確認できないということで、こちらの方の記載をですね、変更をさせていただきたいと思います。
1:49:37	最初最初に設計方針に書いてございますけれどもこちらの設計方針が確認できるようにということ。
1:49:44	もう一つは、その下の方に書いてございますけれども、もともとその何の系統図かという記載もなかったということがございます。
1:49:54	次のページの方の変更前変更図の図面修正前修正後のですね、ものを用意いたしまして、こちらの方で、なるべくわかりやすく記載をさせていただきました。
1:50:07	もともとは、
1:50:08	運転等保安という点で保安等の記載がありませんで、単に、どこの照明かという記載をしてございましたが、こちらの方は、運転保安灯と無停電で保安灯が、
1:50:20	この系統にぶら下がっているということがわかるように修正をさせていただきます。
1:50:25	もう一つは先ほど言わんと、ご説明しましたけども下に作業用照明電源系統図という名称がないということで、こちらの方を追加させていただいております。
1:50:36	もう1点33条の方でご指摘を受けてございました、3号非常用受電設備、66kV、こちらの方はですね、神戸変圧器、66kVというふうに、
1:50:49	記載を変更させていただいております。
1:50:53	さらに現在の
1:50:57	説明の中でですね、緊急時対策所指揮所ですね照明設備の電源供給が可能であるという図面がついてございませんでしたので、こちらの方は、
1:51:07	そちらの図面を追加するという方向で考えてございます。
1:51:12	パワーポイントのご指摘の回答は以下の通りです。
1:51:17	続きまして、
1:51:19	A、
1:51:21	五つ目でございます。
1:51:22	こちらの方は比較表41ページまとめ資料の21ページになります。
1:51:27	泊の3号炉のところですね、中央制御室の照明ということで、女川、ランタンタイプのLEDの設置場所を記載してございますので、
1:51:39	泊においてもですね中央制御室における照明のですね、記載、箇所を記載をさせていただきました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:48	こちらは当直課長を、のところで一つ、副長席にひとつ、運転席に4個と予備4個ということで、設置場所を6個の設置場所を記載をさせていただきます。
1:52:01	次に六つ目でございます。今までのヒアリングで、使用してございました図面等を解像度の良いものにするということで、こちらの方は今回対応をさせていただきます。
1:52:14	最後になります、すっとちょっとお詫びなんですけれども、
1:52:19	実は先ほどもちょっとご指摘もいただいておりますが、
1:52:26	そうですね、作業用照明と、
1:52:32	比較表の取りまとめた資料の2ページでございます。作業用照明のところなんですけれどももともとはですね上から、一番上とその2段落目で、
1:52:43	非常用高圧母線及び非常用低圧母線から供給されているという、
1:52:49	記載を今までしてございました。これちょっと所内でいろいろ議論した結果ですね、これだと、どうも並列に、
1:52:58	受けてるようなイメージを与えるのではないかとということで、こちらの方ですね実はそのあとのですね文書で、
1:53:11	非常用低圧母線という、
1:53:14	ことで表に、すみません、表の方にもですね非常用低圧母線から受電しているというのがありますので、それに統一しようということで、所内で、
1:53:24	ちょっと検討したんですけれどもちょっと比較表の中身は直っていても、ちょっと黄色マーキングがついてなかったということ。それから、今ご説明したように取りまとめ資料の最初ですね、
1:53:37	9の記載が残っているということで、こちらの方は非常用低圧母線ですね、
1:53:43	変更させていただきたいと思いますので、後程そちらの箇所を明記して、また取りまとめ資料のですねこちらの方の記載を、
1:53:54	変更したものを提出させていただきたいというふうに考えてございます。
1:53:59	それからもう1点誤記がございまして、取りまとめた資料の3番の3ページでございますけれども、このところの二つ目の表でございます。
1:54:10	現場

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:13	機器室というのがですね、ちょうど真ん中より若干上に、2-3のところのございますけども、これこれ使用期間室しか記載してございませんでその子が抜けてございましたので、
1:54:24	先ほどご説明したように安全補機開閉器室、それからディーゼル発電機室等ですね、記載をさせていただきたいと思います。また正確に言うのですね、
1:54:35	緊急時対策建屋、こちらの緊急時対策所は間違っていないんですけども、
1:54:40	今回のですねこの運転の指示を与えるという意味ではですねこちらの方は指揮所だけが該当するということになりますので、こちらの方は緊急時対策所指揮所というふうに、
1:54:52	直させていただきますと思います。なお比較表におきましても、今ご説明しましたように、対象は非常用照明の対象は、緊急時、
1:55:02	対策所指揮所だけになりますので、そちらの方も変更をさせていただいているところでございます。説明は以上です。
1:55:14	ご説明ありがとうございました。規制庁側から何かコメント等ありますでしょうか。
1:55:24	原子炉規制庁宮本です私、パワーポイントとかには特にコメントないんですけど、
1:55:30	先ほどちょっと最後に有田小の緊急時対策所のところに、
1:55:35	指揮所っていうのはざ入れた意味がちょっとよくわかんなくて、
1:55:39	緊急時対策所であれば、駄目なんでしたっけ。
1:55:44	駄目ということではないんですけども、泊発電所の、また23日にご説明しますけども、投資緊急時対策所指揮所というのと、緊急時対策所待機所というですね、
1:55:55	名称が二つございまして、待機所の方は作業員が作業するために
1:56:02	何ていうか待機するところ、それでうちの本部のですね方の指揮をする方は、指揮所だけにですね集まるというようになっておりますので、指揮所と書いたほうがわかりやすいかなと思ったんですけども、
1:56:14	いかがでしょうか。はい。刀禰、私がちょっと気にしてるのは、適合適合条文緊急時対策所の滴定適合条文の対象が、
1:56:24	両方足したものであれば、別にわざわざ分ける必要ないかなと思っていて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:29	縮小とその待機所合わせて緊急時対策所と言うっていうんであれば別に緊急時対策所って言葉だけで、特に問題ないんだけど、指揮所だけを出しちゃうと出してしまってるのが、
1:56:41	少し、そうですねはい。違和感あるなと思います。それでちょっと私の、そうですね解釈の間違いでございまして、ちょっとこの証明という意味では指揮所というのがわかりやすいかなと思って、ご発言したんですけども。
1:56:55	了解しました緊急対策所にさせていただきたいと思います。
1:57:05	他よろしいでしょうか。
1:57:08	事業者側からも11条に関しては、よろしいでしょうか。はい。よろしければ、
1:57:14	続きまして十四条のSBOに入りたいと思います。事業者側から説明をお願いします。
1:57:22	北海道電力金田です。十四条の方の説明をさせていただきます。大体説明時間5分程度と考えておりますのでお願いします。
1:57:32	はい。北海道電力の堤です。
1:57:34	よろしくお願いたします。また比較表の方でご説明させていただきます。
1:57:44	比較表の
1:57:45	14-54ページをご覧ください。
1:57:56	こちらの地下水排水設備等ですね設備改造を踏まえまして、
1:58:03	容量計算、
1:58:05	行っております前回辻としていたものですがけれども、そちらを解消して記載してございます。
1:58:11	地下水排水設備につきましては、※2のところに記載がございまして直流分電盤の負荷として、記載してございます。
1:58:20	こちらの表はですね
1:58:23	Aの蓄電池、
1:58:25	から給電する負荷の一覧表を示したものでございまして、時間経過とともに不可能状態が変わっていますので、それを記載したものでございます。十四条としましては、
1:58:36	8時間給電できることというのを設計方針としておりますので、この表で言います8時間30分のところの、までの値を使って計算したものが、十四条の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:48	必要な容量というふうになってございます。一方で一番右側の列ですね、こちらに記載してございますのは、平成 57 条側の要求になりますけれども、
1:58:58	24 時間給電することという、要求がございまして、そちらを計算するために必要となってくる値でございます。
1:59:07	これまで A ー地区、A 系につきましては、この A の蓄電池 A のみで 24 時間給電するという、
1:59:18	運用でございましたけども、
1:59:20	今回の
1:59:22	松川の見直しによってですね、A 側につきましても、ここ後備蓄電池、S A 設備として準備する後備蓄電池からの給電億、組み合わせることで 24 時間給電する形に運用を変更してございます。
1:59:37	そのためですねこちらの記載の、
1:59:39	値間に、当時 24 時間と書いてあったものとかを、後備蓄電池をつなぎ込むまでの時間ということで、21 時間 10 分まで行い蓄電池で給電すると。
1:59:50	このような記載に変更しております。
2:00:02	14ー57 ページご覧ください。
2:00:09	こちらが、蓄電池の容量計算結果になります。
2:00:16	先ほどの負荷一覧表か御基にですね、こちら計算いたしまして、この C、C-4 というものですね、こちらが 8.5 時間給電するために必要な必要容量となっております。
2:00:32	この C、C5 というのは、先ほど記載しました 21 時間、
2:00:38	10 分、
2:00:40	給電に必要な、
2:00:41	容量を計算したものでございます。
2:00:47	こちらの計算を、同様に B 側を行いまして、最終的なまとめとしましては、
2:00:53	14 の 66 ページ。
2:00:58	に記載してございますが、
2:01:01	まず蓄電池容量としまして 2400 アンペアアワーのものを設置してございます。
2:01:07	こちらで 8 時間 30 分の給電に必要な容量としましては、側が 1218 アンペアアワー井川 1931 アンペアは、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:01:18	ということで、これ、こちらをいずれも 2400 アンペアは十分賄うことができるということで、10 条の適合性を示してございます。
2:01:32	あとは審査会后、
2:01:34	回答のパワーポ
2:01:35	の資料なんですけれども、
2:01:42	はい。前回のご指摘を踏まえまして、
2:01:46	指摘事項としましては、文章中に記載の説明書と、前の説明書が違うということで、修正を行っておるんですけれども、その修正前の、どういう状態だったかわからないということ。
2:01:59	がございましたので、修正前後の値、注水戦後の記載がわかるようなものに修正してございます。
2:02:07	ご説明は以上になります。
2:02:11	規制庁大塚ですご説明ありがとうございました。
2:02:14	規制庁側からコメント等ありますでしょうか。
2:02:22	はいと原子炉規制庁の宮本です。
2:02:24	パワーポイントの方で、
2:02:31	要はですね指摘事項に対する、これは回答になってるでしょうかなんですよね。
2:02:39	まとめ資料に関して文書記載蓄電池括弧非常用蓄電池常用充電器、直流コントロールと F i x e d 図の記載の説明、蓄電実施右腕蓄電池が一致してと。
2:02:51	説明は統一がおかないならならぬ事項では適正に修正することっていうことであれば回答に、
2:02:58	蓄電池、括弧非常用で統一しましたとか、
2:03:02	そういうのが多分、まず、
2:03:05	初めの三行にそれが多分、集約されてるのかなと思うんですけど。
2:03:10	そこはちょっと親切さが足りないんじゃないかなと思いますんで、そのあと他の部分についてはこういうふうになりましたって多分そういう話になるんだと思うので、
2:03:19	そういう理解でいいですかね。
2:03:26	はい。北海道電力堤です。
2:03:29	はい。そうですね所詳細のものを次ページ以降に記載してございますけれども、そのエッセンスというか必要な情報が、1 ページ目の回答の文章でもわかるように、記載を修正したいと思います。
2:03:44	はい。その上でですけど、ちょっと確認なんですけどこれ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:03:49	えーとですねえ。
2:03:52	まとめ資料と比較して言ったほうがいいかなと思うんですけど。
2:03:56	まとめ資料の17条の14。
2:04:00	ちょっと開けといた上で、
2:04:02	これね。
2:04:04	まず、
2:04:06	2ページとパワーポイントの2ページと3ページ比べてもらえばいいんですけど、
2:04:11	平和原子力コントロールセンター、
2:04:14	じゃ、次のページ3ページいったらなくなってますってことで、これはコントロールセンター撤去するんですかね。
2:04:22	はい。北海道電力の堤です。
2:04:25	こちらですね
2:04:27	この文章としましては、直流電源設備、
2:04:32	の
2:04:33	説明を、
2:04:34	行っている箇所でございます。こちら文章の中に、原子炉コントロールセンターというものが、
2:04:42	出てきておりませんので、
2:04:44	出てくる文章としましてはこの非常用低圧母線というものが文章の中で出てきます。
2:04:56	えーとですね。
2:05:06	そうですね。非常用低圧母線という中に、原子炉コントロールセンターも府含めてこう表現させていただいているというのが、この充実の修正に、
2:05:16	なりません。文章と合わせたというものでございます。
2:05:25	北海道電力の山本でございます若干修正、すみません補足させていただきます。原子炉コントロールセンターにつきましては440Vの非常用母線の不
2:05:36	フカフカといいますか非常用母線から給電されております。こちらについては原子炉コントロールセンターというものを記載してはおったんですけども、文書上出てこない原子炉コントロールセンターを、
2:05:48	ここに表現することによって、公開を招く恐れがあると思imatedので、
2:05:54	こちらの表現としては削除しているということでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:05:58	規制庁皆さん、はい。そういうちょっとまぜ直流コントロールセンターと原子炉コントロールセンターって別もんでしたっけ。
2:06:07	はい。北海道電力堤です。はい、ご認識の通りございまして、
2:06:11	直流コントロールセンターと、文章で表現して、
2:06:15	ございましたものは、この図で言いますと、直流母線直流母線B直流母線、
2:06:21	こちらのことでございます。それ、そこがですね原子炉コントロールセンターという記載が、
2:06:28	あることで、紛らわしいかったのかなというのもございまして、そちらの適正化させていただく、いただいたものでございます。
2:06:36	直流コントロールセンターは、
2:06:40	どこに行っちゃったんですか。
2:06:43	頭の中に入っちゃったってこと。
2:06:47	はい。
2:06:48	北海道電力筒井です。こちらのパワポ資料の修正後の記載の方にはですね直流コントロールセンターという言葉は使わないようにいたしまして、直流母線という、
2:07:00	表現のみの伸びとしております。
2:07:04	規制庁宮本ですけど。
2:07:07	やっぱりそういうのを、要は、なくすときは説明してもらわないと。
2:07:13	意味がなくて、
2:07:14	要は、これちょっと私も悪かったのはその原子炉コントロールセンターと直流コントロールセンターが同じもんだと思ってたんだけど、今確かに言われると下の125V直流母線と絡みとか普通コントロールセンターって確かに言うなと思ったので、
2:07:29	多分そういう意図で下を書かれてたので、
2:07:32	ここで言ってる直流のところっていうのは、
2:07:36	充電から移行っていう多分花Cでこれ整理したんだと思うんだけどその説明が全くない状態でこの後の図を見てしまうと、
2:07:45	よくわからないので、そこは会合のときやっぱりそこは説明してもらなきゃいけないかなと思っています。で、その上でちょっと確認なんですけど、
2:07:57	この図っていうのが、
2:07:59	非常用母線、
2:08:01	非常用蓄電池しか書いてないと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:08:05	さっき言った、
2:08:07	本来 14 条の 14 ページにあるのが本来の図で、
2:08:11	もともとね、
2:08:12	ここで説明してたのは、
2:08:14	蓄電池常用 2 組に加え、蓄電池常用 2 組をの合計 4 組のそれで独立した蓄電池充電器って言ったら、ここは煮込みしか書かれてなくて、
2:08:24	もともとこの前回の説明はこれ 4 組を説明したわけですよ。
2:08:29	それを 2 組しか持ってきてないことに、まずこの
2:08:33	この図が 10-1-3 の図って言いながら、
2:08:39	実際のまとめ資料の中の 1-3 のずっと違うと。
2:08:43	これ一番混乱を招くパターンなんですよ。
2:08:47	そういう認識でいいですかね。
2:08:51	はい。北海道電力筒井です。
2:08:53	はい、ご認識の通りでして、ちょっと
2:08:56	記載が、
2:08:58	新設でなかったというふうにちょっと
2:09:01	思っております。
2:09:02	こちらはですね、
2:09:06	設置許可のテンパチの記載の紙記載の資料。
2:09:11	構成としまして、
2:09:12	この 10.1 で非常用電源設備というものを記載してございます。
2:09:18	当時、この非常用電源設備の記載の中に、常用の記載も加わっていたというのが、修正前の
2:09:27	記載でございます。
2:09:28	一方で今回ですねこの十四条としてはこの顛末の範囲には入ってこないんですけども、
2:09:37	常用電源設備という、
2:09:39	項目も設けてございます。
2:09:43	その中で
2:09:45	蓄電池常陽の方につきましては、
2:09:48	そちらに記載をすると。
2:09:51	いうふうに変更をさせていただいております。
2:09:54	そういった意味を踏まえましてここで、十四条の範囲として記載すべきものとして非常用のみを記載したというのが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:10:03	実態なんでございますが、ちょっとその辺が全然わからないという、説明が足らなかったかなというふうに思っております。以上です。
2:10:11	そうですね
2:10:13	ちょっとねえ。
2:10:18	ちょっと私、
2:10:32	今消した部分で比較表で何ページでしたっけ。
2:10:46	6だったかと思うんですが、
2:10:49	もちろん、
2:10:52	失礼しました。北海道電力の堤です。14-10 ページになります。
2:11:15	14-10 ページの、
2:11:18	10.1. 1.4. 4 で直流電源設備に前は、非常用と常用両方書いてだと。
2:11:27	そういう意味でしょ。
2:11:29	はい。北海道電力社です。はい。その通りでございます。
2:11:34	電力の山本でございます若干補足を節、補足させていただきますと 10.1 のところにですね直流電源設備というのがありましてこちらに非常用と常用を多く記載していたというのは堤が申し上げた通りでございます。
2:11:48	今回 10.3 という常用電源設備というカテゴリーが追加になってございまして、オーナー側さんの記載とか、先行プラントさんの記載をよく確認してですね非常用は非常用、常用は常用と。
2:12:02	いう形で書き分けておられましたので、それに合わせるような形で修正を加えたというものでございます。
2:12:09	はい、わかりましたちょっとその辺は先行も確認はしてみます。あと今現状は、先行の記載ぶりに合わせて非常用と常用を分けて書くように、
2:12:23	整理されたということですかね。
2:12:26	はい。北海道電力筒井です。佐藤でございます。
2:12:31	であれば、この会合資料のところそこを書かなければ、
2:12:37	書くなりもう今更ぜ口頭で説明するなりしないと。
2:12:41	これだけだと全くわからないっていう、そういうことになりますよね。
2:12:46	今言ったのは比較表でそこを直してるんでしたっけ。比較表に書いてあるんでしたっけ。
2:12:52	比較表とかコメントリストか何かでその部分っていうのは、
2:12:55	変更しましたってどっか書いてあるんでしたっけ。
2:13:04	北海道電力の堤です。非常用と常用を分けて記載したというのは、記載はございません。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:13:14	秋田常務。さっきも言ってるんですけど、そういうのが一番困るんですよ。
2:13:18	結構根本のところ書いてると。
2:13:21	常陽での色彩どこ行ったのかっていう話になる、なるので当然そういうふうに変更するのならこちらが審査課に明確にそこは提示していただかないと。
2:13:32	そういうのが混乱を招くということになるんで、
2:13:35	今夏それ以外で何か記載方針変更したところってあるんですけど。
2:14:09	北海道電力堤です。
2:14:11	江藤被災放棄方針として変更したものはございません。
2:14:15	あとちょっと補足なんですけれどもこちらの常用と非常用の記載につきまして、今回変更したものではありませんで、
2:14:25	前回のヒアリングの時点、
2:14:27	からそうになっておまして、上の記載はどちらで確認できるかというところ、33条側の方の資料には、上の記載を記載してございます。
2:14:39	だからこっちの方で、今のこのSBOのほうの資料では常用のつくりは見えなくて、そちらに全部移しちゃって移しちゃったらもともと向こうにあったやつに変えたと。
2:14:49	なのでこっちのSBO側には常用の設備っていうのは今記載がないと。
2:14:54	その説明は今までしてこなかったと。
2:14:57	そういうのが一番困るので、
2:14:59	よろしくお願ひします他の条文もそうですからね基本的に、繰り返し言ってますけど、今みたいなことがあると一番我々が混乱するんですよ。
2:15:09	どこに記載を変更したのかっていうのを知らない間にその部分になっちゃってるっていうのが一番困るのでそこはよろしくお願ひしますいいですかね。
2:15:17	はい。北海道電力驚見です。承知しました。
2:15:21	その上でちょっとさっきの話に戻るんですけどコントロールセンター。
2:15:26	例えば、比較表の14-21ページとかなると直流コントロールセンターってのが出てくるとまだ、
2:15:36	上のね、2行目に、
2:15:38	充電器直流コントロール、これちょっと一番最初に、
2:15:41	比較表でいうと直流コントロールセンターで構成してっていうのが残ってるんですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:15:47	これは、
2:15:49	残ってていいんですって。
2:16:06	はい。北海道電力の山本でございます。こちらの比較表の14-14ページ以降にですね、直流電源設備の主要仕様というものを記載してございます。
2:16:17	こちらテンパチの表、第10.1.4表になってございますけれども、こちらの方に(1)蓄電池ということで非常用常用、
2:16:27	(20)電気、非常用、
2:16:30	(3)で直流コントロールセンター非常用と記載してございます。
2:16:34	こちらの直流コントロールセンターという記載のところですね、今ご指摘いただきまして、改めて見返しますとこちら直流母線かっこ直流コントロールセンターと、
2:16:45	記載するべきかなと思いましたので、こちらの方のちょっと記載を修正させていただきたいと思います。
2:16:52	14-16ページになります。はい。14-16ページの(3)に直流コントロールセンターと、
2:17:00	記載しているものでございます。
2:17:02	こちらの直流母線のことを表しておるんですけれども、イサーンの直流き電盤。
2:17:08	この機電バーンと同じような表現をすると直流コントロールセンターがうちが該当します。うちの設備としては該当しますので、直流コントロールセンターと記載していたと。
2:17:18	いうところでございます。
2:17:21	直流母線という言葉に統一するということになりますと直流母線かっこ直流コントロールセンターですとかそのようなふう書き下した上で、
2:17:31	直流母線と直流コントロールセンターが繋がるような、
2:17:35	テンパチの記載に、
2:17:38	変更が必要かなと改めて思いましたので、こちらの方修正を加えたいと思います。
2:19:15	原子炉規制庁宮本です。本当もう気づかれてるかもしれないですけど、大井とかの直流亀裂、き電盤が該当するんであれば、当然14-10ページ。
2:19:29	比較表のところにも、
2:19:32	系統構成の機器としては書いとかないと昆やっぱり直流コントロールっていうのを書いておかないと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:19:38	センコーが書いてたものまで、
2:19:40	書けてないと、設備名書かれてないと。
2:19:45	いう話になるので、
2:19:47	そこはもう見よく確認する必要があるのかなと思います。いいですかね。
2:19:53	はい。北海道電力の山本でございます。はい、承知いたしました先ほど私福士の方からですね直流コントロールセンターかっこ直流母線と記載した方がいいかということで、説明させていただきましたけれども、
2:20:07	今の宮本さんのコメントを踏まえまして、改めて社内に持ち帰りましてどのように記載を統一すればよいか、今一度、再考いたします。
2:20:16	以上です。
2:20:24	規制庁側からほかにコメント等よろしいでしょうか。
2:20:28	事業者側からもよろしいでしょうか。はい、よろしければ、
2:20:32	続きまして24条の安全保護回路に入りたいと思います。事業者側から説明をお願いします。北海道電力の金田です。20条につきましてはWebで本店の方から説明します。
2:20:44	担当者林さん、説明の方をお願いします。
2:20:56	北海道電力の林F A24条のコメント回答についてご説明させていただきます。
2:21:02	資料7-3の指摘事項一覧に沿ってご説明させていただきます。
2:21:08	まず、指摘事項のナンバー一番、デジタル計算機のパスワード管理について実態に即した記載に適正化することというコメントをいただいております。
2:21:19	これに対する回答ですけれども、まず実態の部分ですけれども、泊3号炉におきましては、デジタル化された計算機に対しまして、
2:21:29	そこに計算値にアクセスするための保守ツールについてパスワード管理することで、電気的アクセスの低減をしているというのが、実態の設計となりますので、
2:21:41	こちらご指摘を踏まえまして、まとめ資料の記載におきましてはパスワード管理の対象が、保守ツールであることを明記するように記載を変更しております。
2:21:51	記載変更した箇所は、資料反映箇所のほうに記載しておりますので、こちらご確認いただければというふうに思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:21:58	続いてコメント回答の二つ目になります。ナンバー2番で、理事たるという記載について、設置許可基準規則の解釈、先行の記載を踏まえて必要に応じて適正化することと、
2:22:12	いうコメントですけれども、こちらにつきましては、
2:22:15	我々、キキョカーの時点泊3号炉の建設時点においてすでにデジタル化された計算機を用いていて、その際の設置許可の記載の中に、理事たるという言葉を使っていたことを、
2:22:29	今回踏襲して、今回の新規制基準に対する
2:22:36	対応におきましても理事たるという記載が使われていたところなんですけれども、
2:22:43	今回法令におきまして技術基準規則の第35条の中、解釈の中で、弱、4620 ジャック 4609 の
2:22:53	遠藤通規制庁さんの方でされておきましてその中で理事たるはデジタルで読みかえるということが、法令の中で明記されておりますので、こちらを踏まえて今回、
2:23:05	すべての理事たるという記載をデジタルに泊3号炉においても、修正させていただきます。
2:23:11	こちらについては資料全般にわたるものですので、資料でご確認いただければというふうに思います。
2:23:18	続いてナンバー3番の回答になります。
2:23:22	比較表におきまして、大井と泊の設備のデジタル化範囲の違いが、まとめ資料の後半に出てくるため、その旨を冒頭に記載することというコメントをいただいております。
2:23:34	こちらにつきましては、ご指摘踏まえまして比較表の冒頭に、今回すべての条文につきましては比較結果等を取りまとめた資料というのを、
2:23:43	付けさせていただきますけれども、この冒頭の取りまとめた資料の中に、先行プラントとの設備構成の相違ということで、
2:23:54	記載を追加させていただきました。
2:23:59	こちらについての回答は以上になります。それから最後ナンバー4番ですけれども、計算機固有のプログラム及び言語を使用することについて、
2:24:10	泊3号炉の実態及び先行の記載を踏まえて、必要に応じ記載を適正化することというコメントをいただきました。こちらナンバー1と同じようにまず泊3号炉の実態についてご回答いたしますけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:24:23	泊3号におきましては、計算機のプログラム、それから、このプログラムを作成する際に用いている言語、このどちらも、
2:24:34	つまり安全保護回路の計算機固有のものを用いているというのが実態になりますので、このことが誤解なく伝わるように、まとめ資料の記載におきましては、
2:24:46	計算機固有のプログラム及びプログラム言語を使用するという記載に修正させていただいております。資料の修正箇所は、資料反映箇所の方ご確認いただければと思います。
2:24:59	ここコメント回答につきましては以上になるんですけども、1点だけ今回いただいたコメントを踏まえて、こちらの方で修正している箇所がございますので、補足して説明させていただきます。
2:25:11	関連するコメントはナンバーの一番になるんですけども、今回、
2:25:16	パターンの管理対象歩数にするということで、
2:25:19	指摘いただいていた箇所が具体的なまとめ資料にいきますと、
2:25:25	24条の-13、資料7-1の、
2:25:29	24条の-13ページというところになります。こちら、当該のページをご覧ください。
2:25:44	黄色ハッチングさせていただいている箇所が今回修正した場所になりました。黄色ハッチングの文章の後段ですね保守ツールの
2:25:53	一番一番最後段に、保守ツール能というのがついておりましてここがパスワードの管理を、対象を明確化するために保守ツールのパスワード管理によりと、今回のコメントを踏まえて修正している箇所になりました。
2:26:06	その前段の部分、黄色ハッチングしているところを今回、我々の方で追加で修正している部分になります。意図といたしましては、
2:26:16	今回コメントいただいた
2:26:19	背景といたしまして、
2:26:21	このまとめ資料の当該箇所が、
2:26:24	24条の第1項の第6号に対する適合性について、記した部分になりました。
2:26:33	この
2:26:35	当該のまとめ資料の箇所において、
2:26:40	物理的な
2:26:44	アクセスの制限、それから電氣的なアクセスの制限について、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:26:49	基準への適合性を網羅的に記載している必要があると、その電氣的アクセスの制限について、対象が不明確なので、明確化することということで、コメントいただいたというふうに認識をしております。
2:27:04	そう考えたときに、物理的なアクセスの制限について、我々適切に記載できていたのかということのを再検討したところ、鍵管理、施錠管理に関する記載が、
2:27:15	当該箇所において不足していたというふうに判断いたしました。ですので、
2:27:21	この黄色ハッチングの前段部分、またのところからになりますけれども、安全保護系のデジタル計算機が収納された盤、この盤自体を施錠管理しているということに加えて、
2:27:33	電氣的アクセスのMARK-11箇所にある保守ツール、この接続箇所についても、施錠管理された盤内で常時物理的に切り離しているというこの記載もともと
2:27:44	資料7-2の補足説明資料側には記載していた内容ですけれども、この内容を、
2:27:52	資料7-1の、当該課長、規制基準の適合性を網羅的に示すべき箇所に、
2:28:01	同じ内容を追記させていただいたということになります。こちらからの説明は以上になります。
2:28:10	規制庁大塚ですご説明ありがとうございました。
2:28:13	私からちょっと1点だけ確認なんですけど、
2:28:16	コメントリストのナンバー2のところ、
2:28:20	デジタルをデジタルに変える。
2:28:22	県なんですけど、
2:28:24	これは20条だけではなくて、
2:28:27	今回申請他の条文に関しても、漏れなく修正。
2:28:33	されると思うんですけど、その他の、今回の新基準対応の申請のってきていない。
2:28:39	許可申請の部分ですね。
2:28:42	ていうのは、デジタルという記載があるのかどうかちょっとわかりませんが、それに関しては、いつ修正するんでしょうか。
2:28:50	ご説明ください。
2:28:53	はい。北海道電力の林です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:28:57	ご指摘いただきました今回の新規制基準の説明の範囲外となっている部分につきまして、
2:29:04	理事たるという記載があるかないか一通りチェックをしております、
2:29:11	1ヶ所、
2:29:12	1ヶ所、藤理事たるという記載が今回の申請範囲外にもあることを確認しています。この箇所につきましては、今回の設置許可の補正のタイミングにおきましてデジタルと修正の上で、
2:29:26	資料を提出したいと考えております。説明は以上です。
2:29:33	規制庁大塚です。その李今回の申請の中で次、デジタルと記載してあるところが他にある1ヶ所っていうのは、
2:29:42	ちなみに南條でしょうか。
2:29:44	ちょっとこちらで担当を、
2:29:47	北海道電力は一度すいません誤解があって失礼いたしました今回の申請範囲におきましては、現在、24条以外の条文にてデジタルと用いる条文は、
2:30:00	今のところ確認はできておりませんが、2.1のところ、社内の統一ルール擁護する方法の統一ルールの中に、
2:30:12	リーダー記載すべき課長まとめ資料に登場すれば、デジタルと書き換えることということで今周知を出しているところで、現時点で確認される箇所は1ヶ所もございません。それから二つ目にご指摘いただいた、今回の
2:30:25	新規制基準で説明対象外とな、説明している条文、
2:30:32	あとは別の部分ですね既許可のまま、
2:30:36	等を変更なしとする予定になっていた部分につきまして、1ヶ所、理事たるという記載を、がございましたのでここについては、補正のタイミングでデジタルに書き換えて、
2:30:47	提出させていただきたいと考えております。
2:30:50	北海道電力の佐藤です。今のちょっと説明に、
2:30:57	補足させていただきます。
2:30:58	24条以外にも、例えば通信連絡設備35条とかに、
2:31:03	以前お出しさせていただいた資料ではデジタルってなるところをちゃんとデジタルというふうに統一するように、社内確認を進めております。
2:31:14	あと、既許可の中に、どの程度デジタルと昔の表記になっているところあるかというのも確認いたしまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:31:22	テンパチの
2:31:25	安全保護系とか計装に関わる場所に3ヶ所ありました。その辺もおそらく、先ほど言った、
2:31:34	林が説明したうちの1ヶ所ってというのは、私が確認した参加者のうち2ヶ所は今回の新規制基準に関わるところで、上書きされて後1ヶ所は今後補正するときに
2:31:47	合わせて直すのかなと考えておる次第です。以上です。
2:31:54	規制庁大塚です承知しました。
2:32:04	20条について規制庁側からほかにコメントありますでしょうか。
2:32:12	規制庁の片桐です。すいません記載だけなんですけれども、別紙9について、
2:32:19	目次のタイトルと資料のタイトルが異なっていて、目次は範囲についてなんですけど資料は多分の構成になっているので、合わせておいてください。
2:32:33	北海道電力の林です。大変失礼いたしました。目次の名称と、別紙の名称を統一させていただきます。
2:32:41	失礼いたしました。
2:32:43	規制庁木曾私から以上です。
2:32:49	規制庁側から他に、20条についてコメント。
2:32:52	ここはよろしいでしょうか。
2:32:55	杉沢からもコメント等よろしいでしょうか。
2:32:58	少々お待ちください。
2:33:18	規制庁大塚です。それではよろしければ、
2:33:23	続きまして33条の保安電源設備に入りたいと思います。では事業者の方から説明をお願いします。北海道電力金田です。33条の方説明時間10分程度で、
2:33:34	筆跡いただいたことを中心にご説明したいと思います。よろしく願います。
2:33:39	はい。北海道電力の山本でございます。それでは33条保安電源設備について説明をさせていただきます。
2:33:46	比較表を中心に、説明をさせていただきます。
2:33:49	まず1枚おめくり、めくっていただきまして取りまとめた資料2ページ目でございます。
2:33:56	こちら国富変電所、66kVと記載すべきところすみません77kVと動きでしたのでこちら修正してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:34:06	続きまして次の取りまとめた資料3ページ目でございます。こちらのご指摘いただきました泊電源施栓が残っていた部分でございますが、こちらとも立地修正に変更をしてございます。
2:34:17	続きまして、
2:34:23	すみません。
2:34:28	33-10ページ目をお願いいたします。
2:34:32	こちら必要とする電力を供給できる、必要なディーゼル発電機を7日間連続運転というところで泊の場合はもう2台と決まるでしょうと。
2:34:43	というようなご指摘をいただいておりますのでこちらの台数の方を削除してございます。
2:34:49	続きまして33の16ページ目でございます。
2:34:54	こちらにつきましては、
2:35:03	前回の指摘事項っていうのは、2台っていうのを、
2:35:11	不度だけ。
2:35:13	じゃなかったと思うんですけど、いや、2台は私は残してもいいかなと思って。
2:35:18	いて、
2:35:19	必要と必要と必要になって言葉がいらなくて言っただけだったはずなんですけど。
2:35:27	違いましたっけ。すみません北海道電力の山本でございます。はタクシーの理解としては必要だと言った時点で2台というのは自明なので
2:35:37	2台という台数はもう自明なので必要になって書いている。
2:35:42	時点でいらぬよねというご指摘と、とらえておりました。
2:35:49	すみません。なのでちょっと私の方の言い方がよくなかったかもしれんけど、2台は残して欲しくて、必要なっていうのがいらなくて、
2:35:58	要は対処するため、するためのディーゼル発電機2台を7日間運転することにより必要とするという形でできるっていうふうにしてもらって、必要なっていうのは必要もともと、
2:36:09	女川で買いたいとか、要は3台のうちの2台の意味でその必要なっていう言葉が入っていたので、必要なっていうのが要らないっていう意図で複線化して示してますので、
2:36:20	その記載は修正してください。お願いします。はい。北海道電力の山本でございます。コメントの趣旨を履き違えておりました大変申し訳ございません。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:36:31	こちらについては台数を再度記載しまして、必要なところを削除したいと思います。
2:36:38	コメントR I S等の13番、13番の項目。
2:36:42	14番の項目ですね、こちらの方
2:36:46	修正をしたいと思います。
2:36:51	引き続きまして、
2:36:55	33-16ページ目でございます。こちらの一層開放の早期検知についてということで66kV送電線につきましてケーブルの引き留め分、
2:37:06	がありませんでケーブル引込ということでございますのであえてその引き込みのところを、
2:37:13	記載、暮らして記載しなくてもこちら上の段にはですね引き留め分と書いているので区分けがつかさうということで66kV送電線はケーブル引込により、
2:37:26	引込んでますというような記載を削除してございます。
2:37:33	続きまして33の19ページ目をご覧ください。
2:37:38	こちらの地すべりですけれども6条の地すべりが感じになっているというご指摘をいただきましたので地すべり、全般的に感じに修正をさせていただきます。
2:37:56	続きまして、
2:38:04	33-70ページ目をご覧ください。
2:38:09	こちら胴体サイズについて額縁チューブというのをわかるように記載することというご指摘をいただいております。
2:38:17	CSR、こちらの方については学部とC vでこちらの方については地中部と記載しております。
2:38:25	こちら
2:38:27	北電ネットワーク側と再度調整をいたしましてケーブルサイズについて変更しております。こちらについては以前150スクエア150平方センチメートルと記載していたんですけども、
2:38:40	こちら325と、より容量を流すことができる送電線の太さに変更してございます。
2:38:47	こちら変更しましたことによりまして、下の送電容量、こちらについても約35メガワットから約47メガワットと、
2:38:55	いうふうに変更してございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:38:59	こちらをあわせて報告をさせていただきます。100、153 ページにもですね同様の 35 メガワット 47 メガワットに変更した箇所がございますのでこちら併せて修正をさせていただきます。
2:39:13	続きまして、33 の 80 ページ目をお願いいたします。
2:39:19	こちらの 33 の 80 ページ目以外にもですね、夜市変電所ですとか、岩内変電所、こちらの方の記載がないと。
2:39:29	ということで岩内変電所、岩内変電所、
2:39:34	すいませんこれ横になっていてわかりにくいんですけども泊発電所の右上の方に記載をさせていただきます。こちら、同様な箇所、他にもございますので
2:39:45	合わせて修正をさせていただきます。
2:39:49	続きまして 33 の 116 ページ目をご覧ください。
2:39:56	こちらにつきましては今のところとも関連しますけれども
2:40:01	こちらすいません図面がちょっと見にくいんですけども、
2:40:05	こちらにも要一変電所、岩内変電所を追加してございますし、あと送電線の名称につきましてもこちらの方で追加をさせていただきます。
2:40:22	続きまして、
2:40:31	33 の 159 ページをご覧ください。
2:40:36	こちらの国富変電所の
2:40:38	CCBという表現があったんですけどもVCBの写真がないというご指摘をいただきましたのでGCBとVCB両方がわかるように、写真を追加させていただきます。
2:40:54	残りはパワーポイント。
2:40:56	すいません。
2:40:58	少々お待ちいただいて 33 の 387 ページをご覧ください。
2:41:09	こちらにつきましては送電線への倒壊範囲のところですね、近接区間、
2:41:17	があったんですけどもこちらの、
2:41:20	鉄塔の番号をNo.121314 とか 15 とかっていうふうに現在振っておりますが、以前の資料でアルファベットで振っておりました。
2:41:28	そのアルファベットで振っていたのを今の
2:41:32	交差近接区間の表現に合わせて数字の番号で記載しているものがございます。そのような修正を加えてございます。
2:41:43	続きまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:41:48	33の395ページ目になります。こちら別紙13といたしまして、神戸変圧器を介しました電力供給ルートの確保の記載をさせていただきます。
2:42:01	こちらの第2段落目の1行目の後半から2行目にかけてですね、
2:42:07	これまでの3号機非常ジェネ設備によるルートではなく、ここだけ3号非常受電設備の名前が突如として出ていると。
2:42:16	いうところでございます。こちらですね
2:42:20	基準適合に必要な後備変圧器を設置して変圧器から供給するというまとめ資料の構成にさせていただきますのにこちらの記載を残してしまいました。
2:42:31	こちらにつきましては誤解を招く恐れがございますので、3号非常充電設備という表現は削除したいと思います。
2:42:39	引き続きましてパワーポイントの資料の方ですけれども、パワーポイントの資料の方につきましても、
2:42:47	比較の前後が、変更前後がわかるように記載をすることですとかあと鉄塔移設の内容がわかるように記載することというご指摘等々いただいております。
2:43:00	スライドの右上1枚目のスライドでございますけれどもこちら回答につきましては、前回ご指摘いただきました、こちら上に記載しております指摘事項、こちらの方にしっかりと対応するような回答に、
2:43:15	記載を見直してございます。
2:43:17	2スライド目以降につきましては、2スライド目こちらの別紙13先ほど申し上げました3号非常充電設備というのは削除いたしますけれども、こちら修正前の記載と修正後の記載を
2:43:32	追加してございます。
2:43:34	こちら、
2:43:36	以降、すべて修正前修正後という形で比較をさせていただきます。
2:43:41	あと西郷の
2:43:44	7スライド目になりますけれどもこちらにつきましては、
2:43:48	泊施栓の鉄塔を移設するですとかケーブル、地中ケーブル化するというようなところを
2:43:58	追加補足の情報を記載してございます。①番といたしまして275kVの泊幹線、ナンバー1からナンバー3の送電線が落下して、
2:44:08	泊支線のナンバー4から5の送電線と接触して停電するのを防止するため、
2:44:13	66kVの泊支線No.4からNo.5。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:44:17	の送電線を地中化するという方針ですとか、二つ目の泊支線No. 4の鉄塔、こちら側の275kV泊幹線No. 3の鉄塔の倒壊範囲に、
2:44:30	設置されておりますので、こちらは倒壊範囲外のところに移設すると、というようなことを記載してございます。
2:44:39	33条の修正点は以上でございます。
2:44:49	規制庁大塚です。ご説明ありがとうございました。それでは私の方から何点か確認させていただきます。
2:44:57	まとめ資料の方の33条の75ページお願いします。
2:45:03	75ページをお願いします。
2:45:11	送電系統概要図なんですけど、前科いいですねこちらの図にも、
2:45:19	施栓名の方、
2:45:21	色分け等で示して欲しいというコメントをしたんですけど、
2:45:27	それについては修正されてないんですけど、何かお考えがあつて修正されなかったんでしょうか。
2:45:33	はい。北海道電力の山本でございます。前回コメントいただきました時にもですね、こちらの33-75ページ、
2:45:41	33のまとめ資料で言いますと117ページ。
2:45:48	こちらの方とですね併せて説明させていただきまして、わかりやすい方に記載をするという回答、回答といたしますか方針を
2:46:00	説明させていただいたと思っております75ページ目の方につきましては送電系統概要図でしたのでこちらについては岩内変電所、
2:46:10	岩内変電所は追加してございますけれども送電生命を追加するのは133-117ページ、こちらの方に送電線名を追加するのがよかろうと思ってこちらの方に追加をしたものでございます。
2:46:27	規制庁大塚です。
2:46:30	すいませんちょっと私の記憶腔では、
2:46:35	送電系統概要図の方にも施栓面を書いていただいて、
2:46:39	こちらだけだと距離感がわからないので、117ページの、
2:46:44	地図の方にも、
2:46:46	入れ、
2:46:48	来てくださいというふうになって、
2:46:50	認識してたんですけど、
2:46:55	75ページの送電系統概要図の方にも、
2:46:59	説明を入れていただくことはできませんでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:47:02	はい。北海道電力の山本でございます。たびたびしてキーを受けております内容履き違えておりました申し訳ございません。こちらについても33-75ページ。
2:47:14	こちらの方に7名を追加するようにしたいと思います。申し訳ありませんでした。
2:47:18	規制庁大塚です。ちなみになんか全部は書けない。
2:47:22	加来藤。
2:47:23	複雑な図になっちゃうと思うので、発電所から変電所に入るところも大体結構ですので、
2:47:31	はい。北海道電力の山本でございます。こちら、今ご指摘いただきました通り、まず発電所から変電所に入るところということで、
2:47:43	泊発電所の3号機後備変圧器から泊地中施栓
2:47:49	その条例が泊支線、さらに萱沼線と国富線の間にあるところの茅沼線。
2:47:59	ここまでを記載したいと思います。
2:48:01	275kVの方の感染名も、
2:48:07	そうですねこちら網かけるのであれば書いてあったわかりやすいかな。承知いたしました。それでは275kV泊幹線につきましては西野変電所まで、
2:48:17	後志幹線につきましては西双葉開閉所までの間の泊幹線、後志幹線、こちらの方を追記したいと思います。
2:48:32	規制庁大塚です。続きましてパワーポイントの方なんですけども、
2:48:39	まず、パワーポイントの1ページなんですけど、
2:48:44	ちょっと文字がすごい大きく多くて、ちょっと会合の場でこれを使うとなると、
2:48:51	多分その場で読む人はいない、いないと。
2:48:54	使えない資料になるかなと思いますので、ちょっといらぬ記載を削除いただいてちょっとシンプルにして、
2:49:02	いただいてもよろしいでしょうか。
2:49:05	はい。北海道電力の山本でございます。前回ご指摘をいただきまして丁寧に記載するというところに重きを置き過ぎましてすいません字が遅くなってしまいました。
2:49:17	こちらの方をもう少しセリウムにしてですね、読みやすいような文字数に修正をしたいと思います。
2:49:26	規制庁大塚です。よろしく願いますここに文字を少なくする。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:49:32	もそうなんですけどなんかコツを打っていただいたりちょっと見やすいような形で、
2:49:38	表現していただくと助かります。
2:49:40	北海道電力の山本でございます。アドバイスありがとうございます。こちらのもう少し見やすい資料構成といたしますか
2:49:49	見た感じでわかるように、もう少し工夫を加えたいと思います。ありがとうございます。
2:49:55	規制庁大塚です。続きましてパワーポイントの5ページをお願いします。
2:50:08	送電線の交差箇所と近接か。
2:50:11	区画間の修正前修正後なんですけど、
2:50:16	そもそもこれ何か
2:50:19	ていうんでしょう。
2:50:21	地図の表記が全然違う図になっていて、どこが変更されたのかが、
2:50:27	わからないので、ちょっと、
2:50:31	地図の表記を合わせていただいでできるだけ変更箇所がわかるように、
2:50:35	していただいでよろしいでしょうか。もし必要だったら
2:50:39	下の端の方とかに、文章でちょっと一文、
2:50:43	追求していただくだけ、わかるようにはなると思いますので、
2:50:49	修正していただいでよろしいでしょうか。ちょっと細かいこと言うと、
2:50:53	修正前の赤字で書いてある交差①②③とかってあるんですけど、
2:50:58	それが修正後の、
2:51:00	どこに対応してるのかっていうところもちょっとわかりにくくて、
2:51:07	ちょっと対応関係がわかるように修正いただいてもよろしいでしょうか。
2:51:12	はい。北海道電力の山本でございます。こちらの左の図がですね背景になっている
2:51:21	緑の絵なんですけれどもこれが今回お示しする範囲すべてが入っているものがあるかどうか。
2:51:28	もうちょっと確認をしなければいけないので、今一度確認をした上で、可能な限り合わせられるように探したいと思いますが、
2:51:40	もしかするとこの右側のような形で記載をさせていただいた上で、左側の今コメントいただきました交差箇所①が、
2:51:51	右側の交差②番の交差近接箇所にあたるですとか、交差②番については、右側の③の交差箇所にあたるですとか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:52:04	③の交差箇所、左側ですね、これが④の交差近接箇所に当たる。
2:52:10	ですとか、左側に書いております 275 k V 送電線近接区間、こちらが
2:52:19	右下の図面の⑤の近接箇所に当たりますとか、そのようなことを日本語で追加をさせていただいて補足説明させていただくことになる。
2:52:30	加藤思われます。
2:52:33	はい。
2:52:33	規制庁大塚です。修正前なんですけど、必ずしも前回のものを、
2:52:38	相馬使わなくてもよくなって、
2:52:41	前回議論になったところがわかるように、作り直していただければそれで、
2:52:47	それでも構いませんので、ここ示していただきたいのは、
2:52:51	交差箇所がどこなのか、近接区間がどこなのか。
2:52:55	建設区間はどれだけ建設しているのかっていうところが、
2:52:59	もれなくわかるようにしていただければ、
2:53:02	いいのでは。
2:53:04	その辺も踏まえてちょっと修正の方お願いします。はい。北海道電力の山本でございます。今ご指摘いただいた内容としては、修正前のところを修正後と対比できるように、図を修正しても良いという認識でよろしかったでしょうか。
2:53:21	規制庁大塚です。修正前を、
2:53:26	図を作り変えていただいて、前回議論になったところが明確にわかるようにしていただければ、それで大丈夫です。
2:53:33	はい。北海道電力山本でございます承知いたしました。それではこちらの左側に記載しております修正前、こちらの方が修正後、
2:53:44	の図面のように作り替えてですね、修正後の図面でいうと議論になっていた 275 k V 送電線近接区間、
2:53:54	これが右側の図の⑤に該当するということがわかるような図に作り変えたいと思います。
2:54:04	規制庁大塚です。
2:54:05	あと私からちょっと最後なんですけどちょっと参考までに教えていただきたいんですけど。
2:54:11	パワポの 8 ページで、
2:54:15	66 k V の送電線の名称が変わりましたという。
2:54:20	内容をつけ、
2:54:22	ていらっしゃるんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:54:23	この名前が変わった理由って何でした。
2:54:27	はい。北海道電力の山本でございます。もともと泊電源施栓といたすのは今
2:54:34	もうすでにご承知の通り移動変圧器車を使っております3号、非常受電設備に給電をしておったケーブルでございます。
2:54:44	こちらについてはナンバー4の鉄塔からナンバー5の鉄塔泊施栓の66kVです。これを地中化することによりまして、
2:54:53	地中のマンホールから分岐をして止まり抽選というものを出すんですけども、藤泊電源施栓というふうに名前を付けておったのはネットワーク側の方に確認をしたところ、
2:55:06	鉄塔からおろして学部が、学部というか鉄塔からおろして行って地中に途中から変わっているものについては地中線というものを名称として使えなかったので、
2:55:17	泊電源支店という名前を使っていたと。今回はすべてが地中部になりますので、泊まり抽選というふうに
2:55:26	混在しないといいますか誤解を与えないような名称に変えたというふうに聞いてございます。以上でございます。
2:55:39	規制庁大塚です。わかりましたけど、
2:55:42	でもちょっともう少し聞くと、地中部があっても電源線でもよかった。
2:55:47	なんですけど地中市政にしたかったということです。
2:55:52	そのようにはい。北海道電力の伊藤深川からは聞いております。はい。
2:55:59	規制庁大塚です。そうしました。私からは以上です。
2:56:07	規制庁宮です
2:56:09	ちょっとパワーポイントの方を中心にちょっと、まず、
2:56:13	話をすると、
2:56:16	この黄色の部分丁寧に書いていただきましたって、また大塚が言うように少しこれは時間をすぎるのももう少しスリム化できないかをまず確認していただく上で、
2:56:27	ちょっとね3個、2ページにさっきこれが来ちゃってるので、余計これ混乱を呼んでるんだけど、
2:56:34	3ページがもともと書いてあった、適合性の方針ですよと。
2:56:39	第4項第5項、要は、右と左を比較してもらおうと何が変わったかったら、送電線が詳しく書かれただけであって66キロでそもそもこれ、
2:56:50	認識ね、認識として、泊は、
2:56:54	66キロ送電線に期待した適用方針をそもそも書いてたんですよ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:57:01	4項5号っていうのは、
2:57:03	66キロに期待した設計方針になってたんですよ。
2:57:06	もともと。
2:57:11	その部分と、2ページにいくと、何言った66キロを期待しないで27号だけで、
2:57:18	基準適合性を説明している、ほ
2:57:22	補足資料が仕上がってたと。
2:57:25	そういうことですよ。そうすると、私が言いたいのは何かっていうと、設計方針を変更したわけじゃないんですよ。
2:57:34	事業者は、木戸期要は、再稼働前とかとかいろんな話はあるんだけど、そもそも66キロ送電線を
2:57:45	期待した申請書とかまとめ資料を、干せ基本方針を示した行ったにもかかわらず、
2:57:53	要は別紙13とか、他の資料の中で、それがなくても大丈夫と言って自己否定をするようなまとめ資料になっていたと。
2:58:03	嘘そういう認識が、
2:58:06	まずちょっと整理できてないかなと。
2:58:10	事業者としては、会合なり過去の説明の中では、66キロ送電線がなくても大丈夫だっていう説明してたかもしれないんだけど、
2:58:20	3ページとかを見ると、明らかにこれは66キロ送電支援を、
2:58:28	に期待した記載になっていましたよと。
2:58:32	だから設計変更ではなくて、
2:58:34	要は、記載の統一化でしかないんじゃないんですかっていうのがまず一つ私の質問ですけど、これはどういうそういう、どういう認識ですか、ここ。はい。北海道電力の山本でございます。
2:58:46	66kV送電線のところについては宮本さあんのご認識の通り、
2:58:54	設計変更には当たらずというところは、認識いたしました。その上で抗議変圧器をつけるというところに関しては設計変更かと思っておりますので、
2:59:04	その部分がしっかりとわかるように、66kVの送電線には期待をしていた。
2:59:10	のに、66kVの送電線を期待しないような資料構成になっていた。
2:59:16	というようなことがわかるようにですね、記載を見直したいと思えます。なので、ただ、今後の対応方針っていうところが、
2:59:27	今後の対応方針でいいとか、適切かどうかなんだけど、
2:59:33	要は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:59:36	設計方針っていう表現だけでも、別に今後もあるかないので、
2:59:41	設計方針としては要はその先ほど言ったけど 66 キロの、
2:59:45	送電は期待してたんだけど、送電する手段、
2:59:49	が、要は移動変圧器にするか。
2:59:52	もともと、バックアップ変圧器にするかっていうところの、
2:59:57	仕分けができてなかったと。なので、最終的には、
3:00:02	安全性向上って表現になって、
3:00:05	要は基準上必要のないような整理に、まとめ資料では、そごがあるようなものになっていたっていうのが今現状ですよ多分ね。
3:00:18	はい。北海道電力山本でございます。ご認識の通りでございますんで、そうするとここの黄色の部分私が前回指摘した内容に対して今の指摘を踏まえると、合ってるのかっていうのをよく確認してもらった方がいいと。
3:00:36	はい。はい。北海道電力の山本でございます。これまでの説明に適合性の説明に一貫性がなかったというところは、はい。
3:00:46	認識をしてございますその上で今後の対応方針のところですね、こちらの送電線のことを設計方針と言っているのか、それとも移動変圧器からバックアップ変圧器に変えたところを設計方針と言っているのか。
3:01:00	多分ここはしっかりと読み取れないというご指摘かと思っておりますので、そちらについてはっきりわかるように資料の方、今一度修正をしたいと思っております。はい。お願いします。その上で、これ順番だけの問題だけど、
3:01:15	やっぱ 3 ページが前に来ないと駄目なんですよ。
3:01:18	これ 3 ページが 7 基本的には設計方針なので、
3:01:23	別紙が前に来るっていうのは、もともと別紙っていうのは参考でつけてるもので、3 ページが前に来なかったら意味がないんですけど、いいですか。はい。北海道電力の山本でございます。パワーポイント資料の 2 ページ目と 3 ページ目を入れ替えまして、
3:01:38	まず 3 ページ目の基本、適合性の説明ですねこちらの方を前に持ってきてまして、その後別紙ですとか修正前の参考と、
3:01:48	言っていたところを 3 ページ目の方に持ってくということで承知いたしました。規制庁美馬です。
3:01:56	ね、もっと言うと、2 ページは、多分一番最後でいいと思っていて、
3:02:02	まずね、整理として、
3:02:04	まず全体の設計方針が 3 ページで語られてますよと。
3:02:08	それに対する詳しい内容が 4 ページにきていて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:02:12	冷静ん電線の物理的分離ということが書いてあって、
3:02:18	大塚が言うように5ページはちょっと5ページの絵が、
3:02:22	例えばあるんだけど、
3:02:26	そもそもの8ページの絵が、
3:02:29	要は前に来ないといけないのかじゃないかなと。
3:02:33	8ページの全体の、
3:02:36	送電図が、
3:02:39	その元の方に来て、
3:02:41	説明をやっていかないと。
3:02:44	ちょっと、
3:02:47	要は、適合性の説明があってそれに対する図はつつたらその8ページであって、その次に、
3:02:55	要は電線の物理的分離っていうのがどういうふうになるんですかっていう説明があって、
3:03:01	詳細の隣接機関についてはこうしますっていうふうな形になってると思うんだけど、
3:03:06	ね。
3:03:13	それで、
3:03:16	よくわからなくなってるのは、
3:03:19	6ページ。
3:03:25	この6ページは何を説明しようとしてるかっていうと、
3:03:29	要は左と右で、
3:03:31	①②、この金近接区間の①②っていうのが、
3:03:37	要はおそらくけど5ページの、
3:03:39	①②指してるんだと思うんだけど、
3:03:42	その繋がりが全くわからないと。
3:03:45	後に、修正後の⑤ってのはどこを指してるのかっていうと、今度それは7ページの⑤を指してる。
3:03:53	5ページ、5ページ、⑤はなかったっけ、すみません、⑤、
3:04:00	右下、右下。
3:04:03	西田。
3:04:06	ページ、
3:04:16	であれば、この5ページの図っていうのは、
3:04:21	5ページの図を、は、
3:04:24	そうか4ページの話と、6ページの話の説明が5ページの図ってこと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:04:31	さようございます。
3:04:33	これは明らかによくわからないでこの真ん中に挟まれてるから、後ろのページの、
3:04:40	修正後は何をじゃあ説明してるのっていうと、
3:04:44	これは何を説明してるんでしたっけ。
3:04:48	6 ページ、北海道電力の山本でございます。6 ページの修正後の記載につきましては、泊中止線こちらが残りますので、
3:05:00	66 k V 送電線が残るので大丈夫ですという記載に修正をしたものでございます。一方修正前のところにつきましては、共倒れが発生するリスクが低いことから、
3:05:12	低いと評価しているですとか 3 ルートある送電線の共倒れが発生するリスクは極めて低いと判断しているですとか、ここは前回ご指摘いただきました玉虫色、
3:05:23	の表現になっていたかなと。
3:05:25	思っておりますのでこちらの方については修正後の方ではっきりと、66 k V の泊 1 線、こちらが残るので、電力供給が継続できますと、66 k V の送電線に期待しますと。
3:05:37	いうことを、送電線の物理的分離のところでも記載したというものでございます。
3:05:45	6 ページが、
3:05:47	05、
3:05:50	7 ページの、
3:05:53	①、
3:05:56	この 7 ページは、その説明の文書ってどこにあるんでしたっけ。
3:06:03	北海道電力の山本でございます。7 ページの説明の文章はございませんで、7 ページについてはもともとの配置図、移動変圧器車を置いていたところ、それまでのルート、
3:06:14	今後修正後の
3:06:20	新しく講義変圧器を置くところまでのルート図を記載したものの比較でございます。
3:06:27	わかりましたから要は、
3:06:30	4 ページの
3:06:33	4 ページと 6 ページの説明が 5 ページになってるってことね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:06:39	北海道電力の山本でございますさようでございます。7ページは単独で、近接箇所はその敷地内の細かい説明のところになっていると、そういうことです。
3:06:49	はい。北海道電力山本でございます。すいません一部だけ6ページの左側の方の近接区間1に、こちらの方につきましては、
3:06:59	すいません交差箇所の①②、前のページには書いてますけれども、近接区間の①②といいますのは、275kV近接区間と真ん中に書いて矢印を引いておりますけれども、
3:07:12	こちらの方の泊発電所に近い側が①、奥川が②ということでございますので、先ほどの大塚さんのご指摘も踏まえまして、
3:07:22	こちらについては6ページの①近接区間①②と対比できるように修正を加えたいと思います。
3:07:32	そうですね今ね、6ページに書いてあるのは、近接区間の⑤。
3:07:42	05、
3:07:44	だけ書いてある。
3:07:46	⑥⑦は、
3:07:49	結局、⑥⑦は、
3:07:52	うん。
3:07:53	⑥⑦は書いてないんだっけ、これは。
3:08:00	北海道電力の山本でございます⑥⑦につきましては、4ページ目に記載してございます。
3:08:09	はい。
3:08:10	そういうそういうことだね。
3:08:13	じゃあ大塚がさっき言った図理事に書いていた丸左で言っている修正前の010203。
3:08:21	0102は、どこに行ったかという、修正後だとNo.2-A020304になっていきます。010203というのが020304、修正後の020304になります。0203。
3:08:36	それが今どこにあるんでしたっけ。
3:08:40	修正5。
3:08:41	修正前の①が、
3:08:45	5ページ目でございます。はい。
3:08:48	はい。
3:08:49	はい。5ページ目の左上に拡大した楕円の中に修正後の②番交差近接箇所、③番高坂勝丸4番交差近接箇所と記載してございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:09:01	ここは番号がすみません一つずれてます。
3:09:04	ずれてるのは、番号ずれてるのこれはい。
3:09:09	左側ですね、修正前の泊発電所から 275 k V の開閉所から出てすぐのところの近接箇所、こちらの黒丸して
3:09:20	近接箇所、各 1 基と記載しておりますけどこちらを①番と振りしましたので、
3:09:27	②番③番④番というふうに交差箇所を振り直しております。
3:09:34	であれば、それがわかるようにしておかないと余計見つからないで要はさ、左側の①②と、耳が修正前で修正後が番号が入れ替わってる、ずれてるっていうのは、
3:09:46	これはわからないですよ多分。
3:09:48	なので、
3:09:51	色を分けるとか。
3:09:52	例えば左側と交差。
3:09:55	箇所 123 ってのが赤字で書いてあるんだけど、
3:09:59	右は、
3:10:00	その高坂小の丸数字番号が黒字のままになってるので、余計見えないと。
3:10:08	その上、
3:10:09	この 7 ページは、7 ページ赤くなってるからまだわかりやすいのかな。
3:10:16	というところがあるので、
3:10:18	この
3:10:19	4 ページ 5 ページ 6 ページは非常に見にくってことなんですよ。
3:10:25	北海道電力の山本でございます。申し訳ございません配慮に欠けている資料となっております、大変申し訳ございません。4 ページ 5 ページ 6 ページ目ですねこちらにつきましてはまず 4 ページと 6 ページ、こちらの文書で説明をした上で、
3:10:40	5 ページ目の図面をお示しして、5 ページ目の図面につきましても、前回の今記載している資料を今の資料に置き換えた場合にどのような図面になるかというところを
3:10:53	作成いたしましてそちらとしっかりと対比できるように、記載を修正したいと思います。
3:11:00	すいません。修正前のところを前回の資料をそのまま張りつけるというところに、すいません重きを置いていたのでこのような形になってしま

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	いました。大変わかりにくい資料となっしまい、申し訳ありませんでした。
3:11:13	はい。わかりましたということで、
3:11:17	はい。
3:11:20	とりあえず、そうですねこれはさすがにこのまま会合には出せない。
3:11:26	ですので、パワーポイントは、今我々で指摘したところについては、
3:11:33	修正してください。修正の上、提出ください。
3:11:37	はい。北海道電力の山本でございます承知いたしました。このポイント資料につきまして修正させていただきます。
3:11:44	北電からですけれども、確認してください。これやはりちょっと私用のパワポの並びも悪いようにはちょっと思いますので、ちょっとストーリー性あるように並び替えさせていただいた上で、
3:11:56	その資料を少し修正してあとやっぱり修正前の資料も修正後のやつがちゃんと単位で議論するとかそういうところをちょっと工夫させていただいた上で、修正させていただきたいと思いますので、そのやつを審査会合にかけるように、提出させてください。
3:12:10	はい、わかりました。はい。私は以上です。
3:12:16	規制庁側から他にお願いします。
3:12:20	規制庁の片桐と記載だけなんですけど比較の 333、33 の 393 ページお願いします。
3:12:33	ちょっと見にくいんですけどこれって黄色になってるのは、割り算の記号を半角に、
3:12:39	されたと思うんですけど、その上の式の中括弧さしてるところあるじゃないですか。
3:12:47	あれがずれちゃってるので、そこを合わせておいてください。
3:12:53	はい。北海道電力の山本でございます。ご指摘いただきましたのは 33 の 393 ページ、(2) のところの項の下にボックスでくくっているところ、
3:13:06	この中の括り方、
3:13:09	の下の注括弧ですねこれがずれているというところのご指摘と認識いたしましたこちらのずれ、修正したいと思います。大変失礼いたしました。議員ご理解の通り、本体の資料と別紙 12-8 になりますんで、
3:13:24	ちょっとそこお願いします。
3:13:27	はい。北海道電力の山本でございます承知いたしました。
3:13:37	他、コメントありますでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:13:40	はい。すいませんちょっと。
3:13:42	パワポでちょっともう1点言うておくと、
3:13:47	7ページお願いします。
3:13:52	7ページのところで、修正前と修正後で縮尺が違うので、ここも合わせられるようであれば、合わせた方が、ぱっと見て何が変更したかわかりやすいと思います。
3:14:02	あと、右側の修正後なんですけど、
3:14:07	何か矢印が入り乱れてちょっと
3:14:11	送電線がどこなのがわかりづらくなってるので、ちょっと、
3:14:15	見やすいように工夫をしていただいてよろしいでしょうか。
3:14:20	はい。北海道電力の山本でございます。まず1点目といたしまして修正前の図、縮尺が違うというところ、こちら修正前のそのまんまの資料を使う必要があるかと、認識、すいません
3:14:35	そう思って記載、張りつけさせていただきましたが、こちらにつきましても先ほどと同様にですね、修正後と対比ができるような図面に作り替えて、
3:14:46	こちらにお示ししたいと思います。あと2点目ですね修正後のところ、こちらの送電線なのか、
3:14:54	鉄塔とか、そういうようなものを示している矢印なのか、この辺がわかりにくいというところがございますので太さを変えるなり、は選任するなり、何がしかの工夫をして、
3:15:06	もう少し見やすい形に修正を加えたいと思います。どうもありがとうございます。
3:15:13	規制庁大塚ですよろしく申し上げます。事業者側から何かコメント等ありませんでしょうか。
3:15:19	なければですね本日の最後の、
3:15:23	十四条のRCPBに入りたいと思います。それでは事業者側から説明をお願いします。
3:15:32	規制庁大塚です。それでは、事業者側の方で入れ替えがあるということで、
3:15:36	受
3:15:38	10分ぐらい休憩したいと思います。
3:15:47	規制庁大塚です。それでは審査の方を再開したいと思います。では十四条の方事業者の方から説明をお願いします。他電力からです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:15:56	17条につきましては、ヒアリングにおける指摘事項を中心に回答させていただきたいと思っております。時間にしましては10分以内で説明しようと考えております。それでは説明崩壊をお願いします。
3:16:07	はい。北海道電力の平田でございます。資料としては、資料6-3を用いて説明していきます。
3:16:14	まずですねナンバー1とナンバー2こちらは日9月13日のヒアリングでいただいたコメントということになりましてこれに内容としましては、比較表の手を出してないというところでしたので、
3:16:25	他の11月17日の田井コメントでもいただいているんですけども、そういうところもあわせて全体的に記載を見直しております。
3:16:33	続いてナンバー3ですけども、比較表まとめ資料間での記載が整合している箇所があるというところでしたのでここに、ポイントとしましては設置許可基準規則と技術基準規則の適合状況。
3:16:45	ていうところを書いている表まとめております。その表のですね、備考欄というところが、あと、本文側で書かれていないということでしたのでそこを修正しております。
3:16:57	続いてナンバーフォーです。No.4ですね、こちらについては溶接継ぎ手の検査に係る記載の追加についてと、再理由を適正化することということでコメントいただいております。実際、当初の記載ではですね記載の充実という形で書いていたんですけどもPWRについてはクラス2からクラス1へランクアップ%か。
3:17:15	格上げを行うというところですので、実質要求に該当するという事なので、赤の差異理由として書いております。
3:17:25	で、あとその差異理由もですね、充実させております。
3:17:29	続いてナンバー5ですね、こちらは小中記載表現の定期的にはなくて泊で計画的にという表現を用いている理由を説明してくださいということでした。
3:17:40	これに対しては、差異理由を充実しております。特に
3:17:45	定期、定期的という表現になりますと一定間隔で実施するという意味になりまして、一方で計画的という表現については、事前に予定を決めて実施するという意味ですので、
3:17:57	こちらの方が、当社の実態に即しているというふうに考えて計画的という表現を用いております。
3:18:04	続いて関連温度の確認等の記載を採用した根拠を再理由に記載することということでこちらも差異理由を充実させております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:18:12	泊では、
3:18:14	弱 401 に基づいて、監視試験において実施する内容に即した記載とし、形にしております。より具体的な記載としたという意図ですね。はい。
3:18:26	続いてナンバー7 ですけども、これは炉内計装用シングル配管室ドレン漏えい検出装置を設けていない理由を記載することと、
3:18:36	いうこととなっております。
3:18:39	こちらについては差異理由のほうを充実させしました。泊では、差異理由の内容としましては、泊では、炉内計装用シングル配管整理する 1 冷却材は、目皿及び配管を介して格納容器算定流れるため当該配管室に、
3:18:52	漏えい監視設備はないというふうに追加充実させております。またですね、
3:18:59	比較表まとめ資料の方で、後ろの方で図によって説明している部分があるんですけどもそちらの方の比較表にはですね、先ほど今のコメント、今の細粒
3:19:10	に追加して、エレベーションの違いによって、当社はないというふうに記載を、
3:19:16	という趣旨の記載を追加しております。
3:19:21	続いてナンバー8 ですけども、漏えい件数について早期の要望を追加することということでありませう。こちらはですね、3.8 リットル%min を、1 の漏えいを 1 時間以内に検知するということが
3:19:34	この被災時、実掃気を追加したポイントの下に書かれているんですけどもそちらへ併記してよいという、というコメントととらえまして追記しております。
3:19:43	No.8 ナンバー9 というところについては、原子炉冷却材圧力バウンダリという表現が正しいんですけども、圧力が抜けていたというところで月最追加しています。
3:19:53	No.10 については全体的に色識別差異理由のですね、浅井の色祝日を見直しましたという記載です。ことになってます。
3:20:02	No.11 であります。中央、こちらは中央制御室から遠隔操作する電動弁だと、なぜ会となる恐れがあるのか、その理由を記載してくださいとか説明してくださいということでした。
3:20:13	こちら再利用の方でですね、本文の方の方ですけども、はい。開となる恐れがある理由としてか検討しましたところ誤動作によるものが考えられましたので、そういった旨を記載しております。
3:20:26	続いて 3 ページ目になりますね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:20:32	No.12 ですね、第1 隔離弁第1 棟、第1 隔離弁、数字、アラビア数字の漢数字が混在していたと。
3:20:42	いうところになります。こちらについてはですね、当社の弁明書基準3号の弁名称基準ということがありまして、これっていうのが、当社において、その弁名称の決め方のルールというものがありまして、それを参照して、
3:20:55	アラビア数字が正しいということを認識確認しましたので、すべての記載箇所を見直しております。
3:21:01	続いてナンバー13、誤操作防止措置というところを書いていたんですけども、実際ここは、
3:21:09	すいません、これ、措置と処置という文言が混在しておりましたので措置という文言に統一した次第です。
3:21:19	続いてナンバー14 ですけども、定期検査中の定検作業終了時の管理について必要であれば記載を追加することということでもちよっと
3:21:31	ここについてはですね、文言としては下、女川の方では原子炉起動前の意思確認のほかにも他に2 回、全体で2 回確認しているような記載になっているんですけども、当社としては、実質その、
3:21:45	原子炉起動前の閉止確認というのは、行っていることのほかに、あと点検作業終了時に、復旧操作として閉操作を行っていると。
3:21:55	ということで、実質2 回行っているということに内容を記載しております。
3:22:01	続いてナンバー15 ですけども、差異理由の記載について日本語として意味がわかるような記載にしてください。
3:22:07	いうコメントでした。ここについてはですね、I S I の
3:22:13	量刑に対する表になっているんですけども、これについての差異理由がよくわからないというところのコメントでしたので、ここについては差異理由を充実させております。
3:22:23	続いてナンバー16 余熱除去系統が、当社では正しいのではないかということです。実際その予熱力系等の形と書かれておりまして頭が抜けていたというところなんです。ここは藤。
3:22:36	が入る場所2 ヶ所確認しまして追加しております。
3:22:40	続いて4 ページになります。
3:22:42	No.17 ですね、図のない理由について再利用充実することということになっております。ここについては、配管除外できる配管口径の説明者、別紙4 の記載の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:22:54	ポイントになっておりまして、ここについては、BWRでは、ホウ酸注入ラインの
3:23:01	図を用いているんですけども、当社においては同様な構造物、存在しないので、差異理由の図は追加しないんですけども、その
3:23:11	あくまでこの別紙4としてはその結果をちゃんと書くところをコメント、他にももらってありましたんでこの結果として、実際にその
3:23:21	配管、鉛直ノズルですね、土肥がついた部分の箇所、黄色ハッチングした図を追加しているという形になります。
3:23:32	続いてナンバー18ですけども、ここは、UTTカッコ一部の表現について一部の意味を説明して欲しい、することということです。ここについてはですね表7、
3:23:43	の中での設計、
3:23:47	建設設計建設、据付時の検査の表をまとめておりまして、この点についてですね、一部というところの内容については差異理由の方で、特に
3:23:58	充実させていただくということになります。また供用期間中の項目をし、書いて、
3:24:04	項目を追加してくださいということでしたのでその項目を追記しました。
3:24:09	続いてNo.19ですね、算出結果について結果が記載されていないため記載することということになってます。こちらは当社の別紙4というところの記載になっておりまして、女川はその結果あるのに対して当社はないと。
3:24:22	いうことでしたのでそういった文言を追加しました。
3:24:25	続いてナンバー20ですけども、図の中で、略語がRCPBというふうに別途並べていたというところでこういったところで募集をしないでくださいというところでしたんで、
3:24:36	そういったところをすべて直しました。
3:24:39	続いて5ページ目ですね。
3:24:44	ナンバー21ですけども、評価に主蒸気、評価の欄、ちょっとこれはページ数戻ってしまうんですけども評価に、主蒸気安全弁の記載が必要であれば追加することというところで、ここに反映が必要な箇所というのが、もう1ヶ所、
3:24:58	確認しましたのでその記載を追加しております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:25:00	平成ナンバー22 としましては、通常運転中のうち原子炉運転中と表現がありますが何を示しているのか確認して記載を適正化することということで、
3:25:10	こちら確認した結果ですね、PWRのせい制御方式によって、BWRとその原子炉状態が区別をするために原子炉運転中と記載しております。
3:25:19	この点についてはちょっと差異理由充実させております。
3:25:22	はい。
3:25:23	最後、ナンバー23 ですけども、原子炉冷却圧力盤で構成する機器及び配管、そういった文言の意味ですねそういったところを整合をとりながら、適切に書き分けてくださいと。
3:25:37	いうふうなコメントの趣旨だと理解しております。この点について遠い被災を全体的に見渡しまして、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する主配管というふうな、
3:25:48	ちょっとなかなか、ここだけしか使ってない表現がありましたんでこの表現を、
3:25:53	肯定する所配管、主のことへの勘定抜いたというそういう記載に直しております。
3:26:01	前回の知的事項に関する回答としては以上になります。
3:26:08	規制庁大塚ですご説明ありがとうございます。
3:26:12	まず私の方から確認させていただきたいんですけど、
3:26:17	比較表の17-6 ページ。
3:26:24	と、あとまとめ資料の17条の3 ページの方なんですけど、
3:26:30	基準の記載で、
3:26:34	泊の欄に書いてある基準の記載ですけど、2号の記載が、
3:26:41	前回のヒアリングの時に、
3:26:44	比較表の方には2号の記載があって、まとめ資料の方から、
3:26:49	2号の記載がなかったんで、
3:26:52	今回は比較表とまとめ表。
3:26:55	資料の両方から記載がなくなっちゃったんですけど、
3:27:01	これはね、経営でしょうか。
3:27:05	はい。
3:27:07	そそのはい。北海道電力の平田でございます。
3:27:12	はい。その通り。
3:27:16	これは単なるちょっとミスですね。はい。ここは本来追加されるべき箇所だと思っております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:27:24	2号がからされるべき場所だと思っております。
3:27:29	規制庁大塚です。承知しました。では修正の方をお願いします。
3:27:41	続きまして比較表の17-22ページをお願いします。
3:28:00	泊の緑色の記載の、
3:28:04	1ポツ目なんですけど、
3:28:09	施錠管理について、原子炉起動前までに運転員が、
3:28:20	確認、施錠管理を確認するっていう記載になっていて、
3:28:23	一方で女川の方では、
3:28:26	定期検査中の、
3:28:28	点検作業終了時にも、
3:28:30	確認している記載があつて、泊の方でも、
3:28:35	定検中の作業終了時に確認してるのであればそれも書いといた方がいいんじゃないですかというコメントをして、
3:28:42	そういう理由の方には、それを書いていたいただいでるんですけど。
3:28:45	先日の
3:28:47	ヒアリングのコメントの趣旨としては、
3:28:51	このまとめ資料の中に書いておいたほうがいいんじゃないですかという趣旨だったんですけど。
3:28:56	ええ。
3:28:58	まとめ資料のほうに追記いただくことはできませんでしょうか。
3:29:02	これはいい。北海道電力の平田でございます。点について確認したんですけどもちょっと実態としてですね、
3:29:13	まず女川の方の記載の趣旨と、のとしましては、定期検査中の定検終了時及びプラント起動に伴う閉鎖前になっていうところの2ヶ所、2、2、二つのポイントについて
3:29:28	バルブチェックリストっていう、記録を作成しているというふうに理解してますんで、一方で当社としましては原子炉起動前にていうところの一つのポイントで手順に基づき実施し、各発電課長の方で確認していると。
3:29:44	いうところになっていて実態としてはそういう違いがあるというふうに認識いただきたいなと思っておりますで、それ、ただ、それでも、それ、ただ、
3:29:56	緑のポツで言うところの3ポツ目ですねっていうところになりますというところの記載で定期検査、終了しましたら、F I X形として、閉止は次行っていると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:30:09	いうところでそのタイミングでも、確認というのはされますので、実質2回、確認していると、いうふうにいえるかなと思っておりました。
3:30:21	補足します。定検時の弁の扱ってというのは、ちょっとRCPBだけじゃないって言いますと、発電室から受け取る時の、例えば甲斐だったらそれを変えて返すっていうようになってるんですよ。
3:30:33	それが例えば運転に入るときに閉にする弁であれば最後全部閉にしていくとかって形になります。ただRCPBバウンダリに関しては、実質、は、
3:30:43	女川と同じような運用できてるんじゃないかなと思う。これちょっと確認して、実態としてできる、限って問題ないのであれば、記載したいと思います。ただちょっと、通常全体的な弁の管理としてはちょっと違うんですよ。
3:30:56	運転始まるときに最後全部チェックして状態を戻すって形でしてますので、RCPBのバウンダリーのところだけを、
3:31:05	該当して、考えたときに、女川の記載と同じことが書けるかどうかについて、今一度ちょっと確認させてください。
3:31:13	規制庁おつかれ承知しました。
3:31:15	コメントの趣旨としては女川で書いてある古藤。
3:31:19	泊で書いてないと、何か不足してるんじゃないかと思われるかもしれないので、
3:31:24	女川で書いてあるものは、泊でも書いていただいて、それプラスアルファで何かやっているのであればそれもプラスで書いていただいた方が、
3:31:33	こちらとしても判断しやすいかなと思ってますので、その辺考慮してちょっと修正の方、検討してください。
3:31:39	はい。
3:31:40	北海道電力の平田です。江藤ご指摘、趣旨了解、理解いたしました。確認を修正したいと思います。
3:31:52	規制庁大塚です。続きまして、まとめ資料の方の十七条の25ページをお願いします。
3:32:05	前回検査について、ちょっと確認していただいて、前回ちょっと、
3:32:10	ご回答いただけなかった部分なんですけど。
3:32:13	今日も、
3:32:15	再度回答ありましたけど、
3:32:17	まず、
3:32:19	表の検査実績の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:32:23	ところで一番上のUT+PTってあるんですけど、
3:32:27	カッコ一部っていうのが書いてあって、
3:32:29	今日の回答によると、
3:32:32	結局、一部っていうのは、
3:32:34	PTではなくてUTの方にかかっていると考えてよろしいでしょうか。 はい。北海道電力の平田です。その通りでございます。
3:32:43	規制庁大塚で生じました。それこの一部の扱いが、
3:32:48	下の※のところに書いてあるところもあれば、この備考欄に書いてある ものも、
3:32:54	あるんでちょっと記載見逃してしまう可能性もあるんで、
3:32:58	どこに書くか統一して、表の方作っていただいてよろしいでしょうか。
3:33:03	はい。北海道電力の平田です。はい。この点については、よりわかりやすくなるように、誤解のないように記載修正いたします。
3:33:16	規制庁。
3:33:22	規制庁宮本ですけど、今のところは、
3:33:31	答えで書いてある回答で書いてある。
3:33:35	ナンバー18の話なんだけども、
3:33:39	一部は何を指してるのかっていうと、
3:33:43	Aクラスは機器要求のUT+PTに対して配管メーカーにおいて周方向 UTを実施していると。
3:33:49	大岩フェーズ2クラスは実施していると。
3:33:54	これは、
3:33:55	この一部の回答になってるんですけど、要はその
3:34:00	UT+PTCAQ全体一部って言ってるんだけど、
3:34:05	ここで回答は、
3:34:07	PTは全部ヶ所やっています。
3:34:10	UTは周方向だけやっています。
3:34:13	実行方向が存在するのかわからないのかってのは時刻は存在するってこと ですか。
3:34:18	はい。北海道電力の平田でございます。
3:34:21	ここのクラス1機器、機器の要求としましては、UTについては軸方向 と周方向のUTが要求としてあります。PTの方に、PTは前面という ところになっておりまして、A社、当社の実績としましては、そのUT の円周方向のUTを実施していると。
3:34:40	いう実績になっております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:34:43	それが、このコメント、
3:34:47	指摘事項回答欄に書いてありますかっていうことなんですよ。
3:34:52	今の回答だと、要は、U Tはもともと軸方向と周方向両方の要求に、検査要求になってるんだけど、検査実績としては周方向しかないから一部という記載をしてみますと、
3:35:05	P Tについては、塾事故方向も周方向も全部やっていますと。
3:35:11	そういうことですよ。
3:35:12	違うんですけど。北海道電力の平田です。
3:35:16	P Dについては、やっていないということになっています。
3:35:23	P P Tをやっていないの、P Tはやっていないということになってます検査実績として、
3:35:28	ごめん、そしたら検査実績なんてP Tって書いてあんだっけ。
3:35:52	北海道電力の平田でございます。
3:35:54	そう。
3:35:56	ご指摘の趣旨理解しましたところは、記載として衛藤間違っているというふうに考え、思いました。正確にはU Tの軸方向、
3:36:07	要求に対して実やっているのはU Tの知久周方向だけというところなんです、ここはU T + P Tという記載ではなくて結城川手平田と、ちょっと確認させて、
3:36:21	建設時点では2クラスにはやってなかったっていう事実はあるよね。
3:36:27	製造メーカーの方周方向のU Tをやったっていうことになってるよね。
3:36:32	P Tは、
3:36:35	今時点でまだやってないってことね。それはね今後計画的にI S Iとしてやるってこと。
3:36:42	どういう形なんでちょっとごめん私確認できてなかった。
3:36:46	と。
3:36:47	P Tについてはやらないという、
3:36:59	すいません北海道電力の石川ですちょっと社内で整理します。
3:37:03	お時間ください。
3:37:16	悪いけど、うん。
3:38:20	すいません北海道電力の河本です。
3:38:23	先ほどの宮元様からのご指摘なんですけれども、実態としてクラス2は要求なかったということでクラス1のU T + P Tに対して、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:38:35	そのうちの一部をやってるという検査自給実績を書かせていただいたつもりでございました。実態としてはUTのうちの演習方法をやっている子、工場で行っていると。
3:38:49	いうのとPTは次、第1はやってませんということなので、こういうD+PTというのは進む、クラス1になったような記載をちょっとしてしまってますね。
3:38:59	ですし、誤解を与えるような、
3:39:02	記載かと思いますので訂正させていただきたいと思えます。
3:39:09	規制庁の谷津です。そうするとこの備考に何を書くかっていうと、
3:39:15	これは配管については、
3:39:19	エルボは、
3:39:21	多分UTもPTも今全然現状やってないんだけど、
3:39:26	今後UTPTを実施しますっていう方針を変えてですよ。
3:39:30	そういう意味じゃないんですたっけ。
3:39:35	北海道電力の平田ですその通りでございます。
3:39:39	であればその上の配管メーカーに手押し現象こういう手を実施しているっていうのを書いた上で、今後の方針書かなきゃいけないんじゃないですか。
3:40:01	はい。はい。北海道電力の平田でございます。
3:40:04	藤。
3:40:05	はい。おっしゃることは理解しておりますで、ここの非破壊検査のお話は、お話なんですけども、まず、この製作据付時の検査というところの、
3:40:18	ポイントだけ見るとその通り理解されるかなと思えますただ、当社の主張としましては、まず製作据付時のその制作プロセスですねそういったところがクラス1機器と洞道同様の
3:40:34	ものになっている。またその主要だったりそういったところですねクラス1機器と同等のものになっているというところで非破壊検査を行ってなくてもですね、
3:40:44	クラス1機器の要求に対して耐えられるものを据えつけているというふうに認識しておりますで、その点で今後、この配管の母管の部分については、エルボ以外の部分については
3:40:58	社会検査を実施しないということで考えております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:41:04	あと補足しますと、大井はあれだねクラス1、北海道の金田です。大岩クラス1としてもととつくっていたから他のRCPBのバウンダリーと同様に、
3:41:14	UTの周方向、軸を5両方やってPTも建設前にやりましたと。
3:41:20	それに対して、クラス2として作っている配管、私たちの泊3号以外の、高浜さんであるとかそういうところも同様の扱いになってると思うんだけど、
3:41:30	そういうところについては我々と同じように、今は周方向のUTを建設段階でやってたっていう、同様な状況なってるってことで理解していいよね。ちょっと北海道電力の平田です。ちょっと大井については、
3:41:44	建設時に、もうこのクラス19の要求の社会検査をやっているというところで、ちょっと弊社と実績は違いますただですね、仙台比較表の方なんですけども
3:41:56	今17-34ページの方で
3:42:00	ここの内容については、各PWRの各社さん確認しまして、仙台12号と高浜12号、
3:42:11	あと他にもですね他、高浜の34号っていうところですね、弊社と同様の実績があるというところで、基準適合をいただいているというところでしたので
3:42:24	当社も同じような説明で考えております。
3:42:42	では原子炉規制庁宮本ですけど、
3:42:48	今が答えになってると私は思っていない。
3:42:51	同等の品質が保証されていることを説明するのに、先行と同じですという答えではないと思います。
3:42:57	北海道電力兼田です。これちょっと直前になってから気づいたのこのままになってますけれども、今の考えとしましては、やはりクラス1機器の要求として、
3:43:07	これ昔は、形成期の赤本ですが、50ですかねご告示の501、その要求を見ると、多分周方向と事故後両方の
3:43:17	UTあれってふうになってると思うんですよね。それに対してそのあとそれがどういうふうに展開される設計基準規格に今なってるのかな、そっちになってますので、他社でやはりやってないからいいという理由にはならないのでやはり当社としてはクラス1の機器として、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:43:32	やはり今回バウンダリが広がったってことであればその対応しなくちゃいけないのでこの記載についてはそういう形で、改めさせていただきたいと思います。
3:43:43	わかりましたこれ、ちょっと再度よく確認してください。
3:43:48	要は例えばね、私も全部見てるわけだけど、17ページの33人の比較表を見ると、
3:43:54	当然、クラス1D格上げになってクラス2からクラス1になったりする場合もあるんだけど、検査実績が書かれてて備考に書いてあることが、
3:44:03	今後実施するなんですよねやってなくても、
3:44:07	先行で、先ほどちょっと言われた、今後もしやしませんっていう宣言をした。
3:44:14	必要な実績があるのかって感じ。
3:44:17	クラス1機器として設計されてませんけど、先行は今後はクラス機器と同様の検査を実施していきますということで書かれてると。
3:44:26	それに対して、今来事業者が説明したのは、
3:44:29	藤友利のほうで説明したのは、今後もしやしませんっていう説明を宣言されたってことですよ。
3:44:37	そういう認識を持っていいですか。
3:44:40	北海道では兼田です。ちょっとやっぱりそこが我々ちょっと思い違いとかね駄目だと思うんだよね。今申し上げた通り、クラス上げされたのであればクラス上げされた配管の前提となるような、
3:44:53	検査要求ありますので、そちらに対応するように、今後対応してくことになると思いますので、記載の方、改めた上で、修正いたします。
3:45:04	私の方は以上です。
3:45:11	規制庁の尾野ですちょっとこちらの方で検討しますので少々お待ちください。
3:47:35	規制庁大塚です。私からは以上ですが、ほかにコメントありますでしょうか。
3:47:43	規制庁のちょっと記載だけなんですけれども、17、13ページと、
3:47:50	17条の35ページ等、
3:47:56	十七条の41ページにそれぞれ同じ図があるんですけど、17-35ページだけ地域例で他のやつを同じように、
3:48:08	していただけないかな、かなと思ってですね特に41ページは、ちっちゃくなってるので、横向きにして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:48:16	綺麗にしていただけると見やすくてあごめんなさいの比較表じゃなくて、本体の方で、
3:48:21	見るとですね、何か同じ資料がついてるんですけど、
3:48:25	画像の粗さとかがちょっと目立って、十七条の35ページじゃないと、何が書いてあるのか見えないので、ちょっと、
3:48:34	その辺はお願いします。
3:48:37	はい。北海道電力の平田でございます。ずっとここについてちょっとぼやけているところがあるという指摘だと認識しました。すべて反映したいと思います。
3:48:49	ありがとうございます。
3:49:03	規制庁大塚です。それではパワーポイントの方の説明をお願いします。
3:49:10	はい。
3:49:12	北海道電力の平田でございます。
3:49:14	当審査会合の指摘事項に対する回答方針というところをパワポですね。
3:49:20	前回10月25日時点で指摘いただいた指摘としましては、第17条、括弧原子炉冷却材、圧力バウンダリについては、設計方針としての記載が先行PWR及びPWプラントと相違しており例えば、
3:49:36	原子炉冷却材圧力バウンダリの機器及び配管の拡大範囲の具体的な適合のための設計方針の記載が不足しているというご指摘いただいております。これに対する回答方針としましては、
3:49:49	まず、設計方針として記載が先行プラントと比較して、ちょっと不足していると、いうふうなポイントを全部抜き出しましてそれについて特にですね、ここについては、
3:50:00	適合説明上必要だということについて、このパワポに反映しております。具体的な3項目については①②③というふうに書いたところになっております。
3:50:13	まず、都丸一井のところについてはですね、ポイントとしては1.2、追加要求事項に対する適合性、(3)適合性説明というところで、まとめ資料の17条の5への
3:50:23	5ページ6ページというポイントになっております。
3:50:27	ちょっと詳細はこの後のページで説明していますのでポイントポイントだけということです。まず②としましては105.11冷却設備漏えい監視設備のところの記載が不足しておりましたのでここを充実しております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:50:42	で、③としましては5.1. 1.7の評価というポイントがあるんですけどもここについて、記載が全くなかったというところですのでここについて記載を、
3:50:53	追加しておるとい形になります。ではちょっと詳細に移ります。
3:50:58	はい。パウポのページとしては2、上の数字で言うところに2というところになります。
3:51:05	ここについてはですね修正前としては、一部記載はしていたんですけども、ただこの記載ですと具体的な実際の修正後で言うところの(1)、(2)といったところの具体性というところに欠けているかなと。
3:51:20	いうところでしたのでこの(1)(2)(3)というところは、実は解釈に記載されている部分ではあるんですけどそういったところの記載を追加したということになっております。
3:51:32	はい。続いてパウポの上の方の上のページの3というところになります。
3:51:38	ここについては、漏えい監視設備の、への記載というところが、記載されておりました。
3:51:44	内容としては、漏えい管理設備、ある程度書いてはいたんですけどもここに対する具体的な説明というところが特に何かありませんでしたのでこの(8)のところですね、原子炉冷却圧力バウンダリからCV内、
3:51:57	または二次冷却系への漏えいに対する監視設備の感知の方法だとか、機構だとかっていうところについて、能力能力というか、そういうところもですね、
3:52:08	ていうところの具体性を充実させた北井記載としております。
3:52:14	そしてA4の上のページになります。
3:52:17	5.1. 1.7の評価というポイントなんですけども、こちらの方もですね、記載としては、当審査会合時点では特に記載はありませんでした。
3:52:27	ので、修正後としましては5.1程度の評価、こちらの記載について、
3:52:33	先行BWRのAの記載を参考にしまして、記載を追加したという形になっております。
3:52:40	パートの説明としては以上になります。
3:52:45	規制庁大塚ですご説明ありがとうございます。
3:52:48	あと私からちょっと、
3:52:50	軽微なコメント1点だけなんですけど、
3:52:52	1ページ目の、
3:52:55	回答方針の①のところなんですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:52:59	原子炉冷却材圧力バウンダリの機器及び配管。
3:53:04	の関するたるんで配管のーを、
3:53:08	多分に直した方がいいかなと思います。
3:53:12	私からは以上です。
3:53:14	あとパワーポイントについてほかにコメントあり。
3:53:17	ますでしょうか。
3:53:20	宮本です。1ページ目、ここを
3:53:26	比較して不足していたっていうのではちょっと弱いんじゃないかなと思ってます。それはなぜかっていうと、さんざんやっぱり先行プラントを比較して踏まえて、
3:53:38	資料作成するようになっていう我々な再三言ってきたにもかかわらず、
3:53:44	いや不足してましたっていうよりは、要は認識が不足してたっていうところを明確に、
3:53:51	言ってもらった方がいいかなっていう気はしますそれはもう事業者をまわしますけど、
3:53:55	要は我々やっぱり採算、
3:53:58	比較してすぐしっかり充実したものを作成するようになっていうのは、再三言ってきたと思うんですね。それに対して、
3:54:07	比較して不足していたっていう話ではなくて、やっぱそこは事業者として、
3:54:13	やっぱりしっかりした認識のスタンスのものを書いてもらった方がいいかなと。
3:54:18	その上でこの内容については特にあれなんですけど、今後の社としての方針を変えてもらった方がいいかなと思ってます。
3:54:25	要は、
3:54:26	今後今後の要は記載の宝石方記載の充実を図っていくのがわかっていかないのか。
3:54:33	企画をしっかりしていくのかしていただかないのかっていうところが、最後の締めか何かに入れてもらった方がいいのかなと思うんですけどいかがですか。はい。北海道電力の石川でございます。
3:54:44	最初の方におっしゃられた先行プラントの比較とを比較して不足していたというところはですね、やっぱり先行の最新の審査知見の取り込みに関して、当社の認識が不足していたっていう旨も、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:54:56	取りを織り交ぜて、記載をしたいと思いますし、あと、後半の方でおっしゃられていた、今後につきましても、その辺をしっかりと、先行プラントの最新の審査知見を
3:55:07	取り込んでいくんだということを記載をいたします。
3:55:12	よろしくお願いします私の方は以上です。
3:55:20	規制庁の尾野です。これも、
3:55:23	実際に、
3:55:25	あれですかね、説明されるときって、この2ページ以降も全部説明するんですか。
3:55:50	北海道電力岡田です資料としてはこのような形にさせていただきますけれども説明の方は、詳細すべてを説明するというのではなくてですね、中身
3:56:01	取捨選択して、簡単に説明させていただくというような形で、具体的な例としては、
3:56:08	2ページから4ページにあるような通りで、不足、
3:56:12	記載が足りていないところを反映しましたみたいな形の説明させてもらおうかなというふうに思います。
3:56:22	規制庁側から他よろしいでしょうか。
3:56:25	はい、では事業者側から十四条についてはよろしいでしょうか。
3:56:32	すいません。
3:56:35	本日、複数の条文ありましたけど今日1日通じて何か、
3:56:40	両者コメント等ありますでしょうか。
3:56:44	と原子炉規制庁の宮本です。
3:56:47	今日だけじゃないですけど、先週から今週にかけて資料の確認は我々の方でも相当数枚数があるので、図端から端まで全部見たわけではまずないです。
3:56:59	なので当然、今後また中身見ていきますけど、先ほどのヒアリングでも言いましたけど、
3:57:07	先ほど時間のね、事業者の方でよく再三確認してください。そうじゃないと、要は品質が保たれた状態で我々に出されている前提で我々見てるので、
3:57:22	要はそれが保たれてないようなものが一つか二つでも見つければもう全部の審査資料っていうのは、信頼性を調べますんで、そういう認識を持って、こういう資料を作っていただいて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:57:34	今後会合にかけながら、論点については、パワーポイントとかで出たやつしかならないとは思いますが、当然、それ以外の部分で例えばS Aでコメントがついたりなんたりしたものが、
3:57:48	他のDBにも影響あるのかないのか、逆にデービーでコメントついたものがS Aとかに影響ないのかっていうのを、しっかりその横の繋がりを持って審議資料を作成していただかないと、
3:58:00	結局また同じことの繰り返しになると思いますので、その辺の対応はよろしくをお願いします。いいですかね。
3:58:10	ダイドー電力の石川でございます。資料の不備、大変申しわけございません。私どもも今、資料のレビュー体制チェック体制を強化しつつ進めております。それから、ある条文で言われたものを、
3:58:25	他に展開するってことについても、周知をしているところであります。ちょっともうおくれればせながらと言っちゃ、遅いと思うんですけども、しっかりこれからやっていきたいと思えますし、あとそれから、
3:58:38	おっしゃられた趣旨で品質保た状態じゃないと、それが前提じゃないと、審査できないっていう保証はしっかり受けとめておりますので、今後ともよろしく願いいたします。S Dの相互の横の繋がりを、
3:58:52	どっちかに反映したこっちも反映しなきゃいけないっていう関係もございますのでそれも、しっかり認識して対応して参ります。
3:59:01	規制庁大塚です。他よろしければ、これで本日のヒアリングは終わりたいと思いますありがとうございました。
3:59:07	ございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。